

第2日目（8月31日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。傍聴、ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 ここで、市長及び総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。貴重な時間をお借りしますが、1つ報告をさせていただきます。報道でご存じだと思いますが、本当は昨日、会議の途中で決定がされれば、この席で昨日の段階で話をしようと思っていたのですが、今日になりました。

新潟県のことでありますが、昨日午後3時から新型コロナウイルス対策本部会議が開かれまして、当市も出席をさせていただいております。酒類を提供する飲食店などへの営業時間短縮要請を伴います新潟県独自の特別警報を、県内全域30市町村に拡大することを決めたということであります。県内全域への発令は初となりまして、期間は9月3日金曜日から16日までの2週間を予定しています。それぞれお店の営業時間を午前5時から午後8時、酒類の提供は午後7時までということであります。期間中、全日にわたりまして協力した場合には、協力金を支給するということが決められております。

これまで発令の基準については、新潟、長岡、小千谷等があったわけではありますが、人口10万人当たりの1週間の感染者数が10人以上などの指標を設けて、該当する市町村ごとに発令をしてきたという経過であります。当市も大変危険な状況もあったということではありますが、過去には。だが、今回は感染拡大が緩やかな市町村を排除せずに、全県30市町村を対象とするということであります。一つ一つの市町村の状況は少しずつ違っていますが、県内一丸となって取り組む必要があると判断したということであります。

病床の使用率が49.9%、これは29日時点です。政府分科会の示すステージ4の指標にあとわずかまでとなっていると指摘されています。県はまん延防止等重点措置の適用を国に要請するかどうか検討してきたということではありますが、現時点では他の適用都道府県と比較すると、発出には至らないという判断があるということ、その次に重いという形の時短に踏み切るということでもあります。

警報の期間中は、県立施設を全て閉鎖するということが決められておりますし、加えて報道にもありましたが、県内の県立高校については、全て部活も中止ということになりまして、これらについても当市、市町村についてもいろいろな話が出てくると。今日、また県ともいろいろな細かい内容について協議があるということでもありますので、分かった時点で必要な

ことにつきまして、皆さんに報告を申し上げたいと考えております。

いずれにしても、今回のこの時短の期間で何とかこれを食い止めるというようなところが言われておりますので、私どもも、いろいろな思いはありますけれども、全面的に協力してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。議案書及び資料に誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。

お配りした正誤表のとおりでありますけれども、1点目は、第63号議案から第67号議案にかけての決算認定に関する資料としてお配りしました令和2年度南魚沼市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書という、こういう冊子でございます。この中の55ページ、基金に関する表の2段目でございます。人材及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金の項目、当該年度末の現在高の欄が、30億円の記載になっておりますけれども、正しくは3億円でございます。訂正をお願い申し上げます。

2点目は、第69号議案 令和2年度南魚沼市病院事業会計決算認定に係る決算書、こちらでございます。この冊子になっているもの、決算書の中であります。この37ページであります。表になっておりますけれども、37ページの下から9段目、2節の報償費、金額欄が空欄になっておりまして、備考欄に認知症疾患医療連携会議報償と記載されております。これは前年度の消し忘れと思われまして、この段は必要ない項目でありました。この段そのものを削除していただきたいというものでございます。

それぞれマル正は配付いたしませんけれども、正誤表をもって訂正とさせていただきますのでございます。昨日の朝、この誤りに気づきまして、昨日申し上げることができませんでした。本日の訂正となりました。確認が至らず大変申し訳ございませんでした。さらに緊張感を持って、間違いのないよう努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 日程第1、第57号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第57号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由を申し上げさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、第8弾となりました市独自の経済支援策の実施に必要な費用を計上するほか、前年度純繰越金の計上など、必要が生じた項目につきまして補正を行うものであります。

まず、新型コロナ対策事業であります。南魚沼市独自の経済支援策としては、昨年に引き続き雪恋第2弾として、プレミアム付き旅行券を発行することとし、実施に必要な費用1億3,000万円を計上しました。宿泊業、観光業を中心に冬季の消費需要を喚起するものでありま

す。

また、停滞しています飲食業への誘客を図る必要があることから、来客したお客様に何らかの特典を付与する利用促進キャンペーン事業を実施し、この事業に参加される店舗に対しまして、一定額の協力金を支給するものであります。これらに必要な費用として1,900万円を計上いたしました。

全国的には第5波と言われ、デルタ株の蔓延が猛威を奮っている状況であります。一方では、ワクチン接種も着実に進捗しています。本年の秋から冬にかけては、ある程度の鎮静化が期待できると信じたいと考えておりますが、時宜を逃さず、有効な経済対策を実行できるよう、今補正予算に計上させていただきたいものであります。

このほか、職員費では、昨年度から継続してまいりました緊急雇用対策について——これも新型コロナウイルスに関連しますが——経済雇用状況がいまだ従前の水準に回復していないという認識から、10月以降もこれを継続することとしまして、その必要経費として1,044万円を計上しております。

また、保育園や学童保育における感染対策の体制を強化すること、事業の継続的提供に必要な経費として、国から示された補助金額を児童福祉費に計上させていただきました。

新型コロナ対策以外の内容としては、介護基盤整備等事業費では、社会福祉法人などが行います介護施設整備に対する県補助金として3,628万円を計上いたしました。

道路橋りょう維持補修事業費では、の追加内示を受けまして、舗装工事費に3,500万円を計上。緊急性が高い路線について、大規模な舗装修繕を実施してまいりたいと考えております。

市営住宅総合改善事業費につきましては、1,285万円を計上し、入居者の移転等の準備が整った上原住宅及び北原住宅について、公共施設等総合管理計画に基づいて解体工事を実施いたします。

災害復旧費では、7月24日の集中豪雨によりまして被害を受けました市道花岡線——これは上野地内ではありますが——の道路災害復旧工事に必要な経費として4,200万円を計上しております。

そのほか、前年度事業の決算確定によりまして、国・県の補助金に返還が生じた事業につきましては、過年度国県補助金返還金をそれぞれ計上しておりますので、よろしく申し上げます。

歳入では、市税において、固定資産税の現年課税分に係る新型コロナ関連の減免額が総額で2億7,300万円となりました。これを既決予算から減額するとともに、全額を国が補填することから、同額を新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に計上させていただきたいと思っております。

前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額であります11億8,538万円を追加しました。収支差額につきましては、まず当初予算で財源調整として計上していただきました財政調整基金繰入金6億5,000万円を全額解消することとしまして、その上でなお生じている差額に

つきまして、今後の市独自の新型コロナウイルス対策の支援策の発動に備えた財源として、財政調整基金に1億円を積み立てるほか、予備費に5,000万円を計上することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ6億9,252万5,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を328億126万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、何とぞご決定を賜りますように、お願いするものであります。

以上であります。

○議長 総務部長。

○総務部長 では、第57号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明申し上げます。

最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明申し上げます。10ページ、11ページ、2の歳入からご覧ください。最初の表、1款2項1目固定資産税、2節説明欄、固定資産税現年課税分は、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置で、償却資産及び事業用家屋に係る軽減分であります。2億7,300万円の減。

2番目の表、9款2項1目、1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これは今ほど説明した減収額に対して全額が国から補填されるというものでありまして、同額を計上しているものであります。

3番目の表、12款2項1目民生費負担金、2節説明欄、放課後児童健全育成事業負担金は、基準額改正等に伴い利用している児童の実数を精査したことによります減額であります。

4番目の表、14款1項国庫負担金、1段目、1目民生費国庫負担金は、事業の精査による精算分であります。

2段目の2目災害復旧費国庫負担金、1節説明欄、公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、7月24日の集中豪雨による被害を受けました、市道花岡線の道路災害復旧工事に対する交付金であります。3分の2の補助であります。

1番下の表、14款2項国庫補助金、1段目、2目民生費国庫補助金であります。1節の説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、生活困窮者自立支援の機能強化事業に係る交付金であります。2節児童福祉費国庫補助金、説明欄の1行目、子ども・子育て支援交付金は、交付金要綱の改正によります基準額の増額でありまして、キャリアアップ加算の再算定でありますとか、児童保育において実施します新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助金の追加分でございます。2行目、保育対策総合支援事業費補助金は、保育園において実施します新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助金。公立保育園16園のほか、公設民営、私立など、全てが算定対象になっております。

2段目、7目教育費国庫補助金、4節の説明欄、遺跡発掘調査費補助金は、試掘調査に対する補助金であります。

12、13ページであります。最初の表、15款1項1目民生費県負担金、説明欄の1行目であ

ります過年度子どものための教育・保育給付費県負担金、2行目の過年度療育医療費県負担金は、いずれも令和2年度の精算によります追加交付分であります。

2番目の表、15款2項県補助金、1段目の1目総務費県補助金、1節説明欄、特定地域の自立・安全を支援する事業県補助金は、欠之上クロスカントリーコースの造成用の圧雪車の取得に対する補助金であります。1,200万円が皆増になったものであります。

2段目の2目民生費県補助金、1行目の1節説明欄、介護基盤整備事業費補助金は、社会福祉法人若葉会によります認知症対応型共同生活介護施設の開設に対する補助金、10分の10の補助であります。

2行目、2節説明欄、新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、14款国庫補助金と同じ内容であります。これは国、県、市で3分の1ずつを負担するという内容でございます。

3段目、7目教育費県補助金、2節の説明欄、遺跡発掘調査費県補助金は、国庫補助金と同じく試掘調査に対する補助金であります。

3番目の表、17款1項1目一般寄附金は、説明欄記載のとおり1件の計上でございます。

4番目の表、18款1項特別会計繰入金、1段目、3目介護保険特別会計繰入金は、令和2年度低所得者保険料軽減国・県負担金返還分などであります。

2段目、4目城内診療所特別会計繰入金は、前年度繰越金の計上。1,553万円の計上であります。

5番目の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、当初予算編成で財源充当分として繰入れした分、6億5,000万円の減額。これで全額を繰り戻すことができたということでございます。

14、15ページであります。最初の表、19款1項1目繰越金、1節説明欄、前年度純繰越金は、前年度繰越金の確定額から補正予算の第5号までの本年度予算計上額を差し引いた額、11億8,538万円を計上したものであります。

2番目の表、20款4項5目広域行政受託事業収入、1節の湯沢町広域行政受託事業収入は、説明欄記載の事業の令和2年度事業費の確定によります精算であります。

3番目の表、20款5項2目雑入であります。8節の雑入（消防）であります。説明欄、消防団員公務災害防止活動援助事業助成金は、バルーンライトの配備に対するものであります。

一番下の表、21款1項市債であります。1段目の1目総務債、説明欄の公共施設等適正管理推進事業債は、道路橋りょう維持補修事業費の追加内示に伴います補正分であります。

2段目の9目災害復旧債、説明欄の公共土木施設災害復旧事業債は、市道花岡線の道路災害復旧工事に対するもの。

以上が歳入の補正内容であります。

16、17ページの3の歳出でございます。最初の表、2款1項総務管理費、1段目の1目総務管理費であります。説明欄丸、職員費は、新型コロナ関連の緊急雇用対策として、4月から半年間の費用を計上してございましたけれども、10月以降もこれを継続することといたしまして、その雇用に関する経費であります。

2 段目、3 目電算対策事業費、説明欄最初の丸、電算情報管理一般経費であります。1 行目、インターネット接続料と、2 行目のネットワーク変更業務委託料は、いずれもウェブ会議の仕組みを市の施設 8 か所に拡張するというための費用であります。

3 行目、自治体DX 関連作業委託料は、国が進めます自治体DX 推進計画に対応するための準備作業経費を計上するものであります。

4 行目、5 行目のセキュリティ強化システム関連は、新潟県のセキュリティクラウドの更新に合わせまして、南魚沼市側の内部情報セキュリティ強化システムを更新する経費であります。次の丸、総合行政システム事業費は、精神障がい者手帳・自立支援医療システムの改修に係る経費。

3 段目、6 目財産管理費、説明欄最初の丸、普通財産管理費は、旧塩沢セミナーハウスの躯体を保護する化粧鋼板が経年劣化で落下や破損している状態であるということでありまして、その撤去修繕工事に必要な経費であります。

次の丸、基金費は、歳入で申し上げましたとおり、当初予算で収支差額の財源調整として計上しておりました財政調整基金の繰入金を全額解消できたということから、さらにまだ生じている差額がございまして、今後の市独自の支援策の発動に備えた財源としまして、1 億円をさらに積み立てるといふものでございます。9 月補正後、この補正が終わりました後の財政調整基金の実質残高を申し上げますと、20 億 7,998 万 9,000 円。20 億 8,000 万円という金額になります。

次の丸、庁舎等建物除却事業費は、田中町簡易郵便局の解体工事に係るもので、1 行目の工事監理業務委託料と、2 行目、建物等解体工事費を増額するものであります。

4 段目、7 目企画費であります。説明欄丸、ふるさと納税推進事業費は、ふるさと納税クラウドファンディングの実施に係る関連経費の計上であります。

5 段目、9 目バス運行対策費は、財源内訳の変更です。

一番下の表、2 款 6 項 1 目監査委員費、説明欄丸、監査委員費は、昨日の第 71 号議案、条例改正を上程いたしました、議会選出の監査委員の報酬を改正するもの。11 月から 3 月の 5 か月分で、7 万円の計上でございます。

めくっていただいて 18、19 ページであります。2 番目の表、3 款 1 項社会福祉費、1 段目、2 目心身障がい福祉費、説明欄最初の丸、心身障がい福祉一般経費、過年度国県補助金等返還金は、令和 2 年度事業の実績によります補助金等の精算に伴いますもので、重度心身障がい者医療費助成事業補助金等、12 事業分の計上であります。

次の丸、浦佐福祉の家管理費、実施設計業務委託料は、耐震改修の実施設計を委託するもの。

2 段目の 3 目老人福祉費、説明欄最初の丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）、事務費は、湯沢町広域行政受託事業の精算額の確定によりまして、湯沢町認定審査会委託負担金に不足が生じるということで、当該不足分を繰り出すものであります。

次の丸、介護保険事業費、説明欄記載の過年度返還金は、いずれも令和 2 年度事業の実績

によります補助金等の精算に伴うもの。

3番目の丸、介護基盤整備等事業費、介護基盤整備事業費補助金であります。これは歳入で説明を申し上げましたけれども、社会福祉法人若葉会が整備いたします認知症グループホームの建設補助金であります。歳入と同額を計上しているもの。

3段目、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費、財源内訳の変更でございます。

一番下の表、3款2項児童福祉費、1日子育て支援費（児童福祉総務費）であります。説明欄丸、学童保育対策事業費は、補助金の交付要綱の改正によります増額分をNPO、私立、それぞれの委託料に追加するものであります。キャリアアップ加算の再算定などのほか、マスクですとか消毒液の購入費用など、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費に充当するものであります。

次の丸、ひとり親家庭医療費助成事業費は、令和2年度実績によります返還金。次の丸、子ども家庭総合支援拠点事業費も、こども家庭サポートセンターの関連経費の令和2年度実績によります返還金であります。

20、21ページであります。最初の表、3款2項児童福祉費、1段目、2目児童措置費であります。説明欄記載の5つの事業について、これも前年度実績によります国県補助金等の返還金であります。詳細は省略させていただきたい。

2段目の3目児童福祉施設費、説明欄最初の丸、常設保育園管理運営費は、前年度実績による返還金。

2番目の丸以降、4つの丸については、新型コロナウイルス感染症対策に伴います補助金の増額分をそれぞれの保育園委託料に追加するというものであります。今回、基準額が増額されたほか、施設ごとの定員に応じた基準額を交付するという事になったものでありまして、やはりマスクでありますとか消毒液の購入費用など、感染防止を図りながら業務を継続的に実施していくための必要経費に充当するものでございます。

ちなみに、公立保育園につきましては、歳入では財源を補正したのですが、歳出につきましては、既決予算の中で執行が可能であるということで、今回、補正はいたしておりません。計上しておりません。

2番目の表であります、3款3項1目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費1行目、施設借上料であります。これは新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用しました、生活困窮者自立支援の機能強化事業であります。失業等によりまして、住居を喪失した人に対しまして、宿泊場所を緊急で確保するための経費計上であります。

2行目、過年度国県補助金等返還金は、生活扶助費国庫負担金をはじめ、6つの国庫負担金等の令和2年度実績によります返還金であります。医療扶助費等が大きく変更になっております。

22、23ページ。最初の表、4款1項保健衛生費、1段目、2目保健衛生対策費、2段目の3目健康診査事業費、3段目の4目予防費、これらいずれも説明欄に記載した事業に係りまして令和2年度実績によります返還金であります。

4 段目、5 目医療対策費、説明欄丸、中之島診療所費であります。1 行目の修繕料は、今冬の豪雪によりまして破損しました上屋及び下屋の雨どいです。雨どいが壊れたということで、その修繕費。2 行目、医療機器購入費は、LED 内視鏡システム一式の購入費用。もう修繕が効かないということで一式購入することにいたしました。

2 番目の表、3 番目の表は、いずれも湯沢町広域行政受託事業収入の精算によります財源更正であります。

24、25 ページ。1 番上の表、2 番目の表も、湯沢町広域行政受託事業収入の精算によります財源更正であります。

3 番目の表になります。7 款 1 項商工費、1 段目、2 目商工業振興費、説明欄最初の丸、企業立地促進事業費、周辺環境整備工事費は、三用工業団地の調整池が詰まっております、この詰まりを解消するための土砂の撤去を実施する経費であります。

2 番目の丸、商工業振興補助事業費であります。これが飲食店利用促進事業補助金（新型コロナ関連）で、市長申し上げました第 8 弾と位置づけます独自の経済支援策でありまして、来店特典によります利用促進キャンペーン実施に参加する店舗に対して、一定額の協力金を支給するための費用 1,900 万円の計上であります。

2 段目、3 目観光振興費、説明欄丸、観光振興事業費であります。南魚沼市ふるさと応援プレミアム付き旅行券事業補助金であります。独自経済支援策の第 8 弾の目玉商品でありまして、昨年に引き続き、今冬も雪恋の第 2 弾としてプレミアム付き旅行券を発行することとしまして、実施に必要な費用 1 億 3,000 万円を計上したものであります。

一番下の表、8 款 1 項 1 目土木総務費は、財源内訳の変更。

26、27 ページ。最初の表、8 款 2 項道路橋りょう費であります。1 段目の 1 目道路橋りょう総務費は財源内訳の変更。

2 段目、2 目道路橋りょう維持管理費、説明欄丸、道路橋りょう維持補修事業費であります。1 行目、測量試験委託料は、公共施設等適正管理推進事業債事業の追加内示に伴います事業量の調整による減であります。事業量を調整したための減額であります。

それから 2 行目、舗装工事費は、追加内示を受けまして大規模な舗装修繕が必要な箇所の事業を推進するもの。九日町浦佐線等の打換えを計画しております。

3 行目、道路橋りょう修繕工事費は、川窪の原信さんの出店に伴います道路法面の整備でありまして、L 型側溝を布設するというもの。

2 番目の表、8 款 5 項 2 目住環境整備事業費、説明欄最初の丸、市営住宅管理費は、市営住宅の給湯器・風呂釜・外壁・居室等の修繕整備に係る費用であります。

2 番目の丸、市営住宅総合改善事業費、建物解体工事費であります。公共施設等総合管理計画に基づきまして、老朽化しております北原住宅——これは 2 棟 10 戸であります——の取壊し費用の新規の計上及び北原住宅——これは当初予算に載せておりますけれども、その取壊し費用の追加を行うものであります。

3 番目の表、9 款 1 項消防費、1 段目、1 目常備消防費は、財源内訳の変更。

2 段目、2 目非常備消防費、説明欄丸、消防団運営費、消防活動用備品購入費であります。これは消防団員の活動時の安全対策としまして、バルーンライト1 台を配備するというもの。

10 款 1 項 3 目教員住宅費、説明欄丸、教員住宅維持管理費、削井工事費でありますけれども、教員住宅の消雪用の井戸の掘り替えを行うというものであります。

28、29 ページ。最初の表、10 款 2 項 2 目小学校教育運営費、説明欄最初の丸、小学校管理一般経費、修繕料は、今までの執行状況から不足が生じると見込まれる額を増額するものであります。

2 番目の丸、小学校設備等整備事業費、教材備品購入費であります。G I G A スクール構想で活用する電子黒板をモデル校——これは六日町小学校であります。こちらに配備するというもの。各階に1 台ずつ、計3 台を配備する。その活用方法を検討するというものでございます。

2 番目の表、10 款 3 項 2 目中学校教育運営費、説明欄最初の丸、中学校管理一般経費、土地購入費であります。八海中学校の河川区域の払下げの費用、240 平米についてまとまったということで計上したものであります。

2 番目の丸、中学校設備等整備事業費、教材備品購入費は、小学校と同じく電子黒板の購入費であります。

3 番目の表、10 款 6 項 4 目文化行政費、説明欄最初の丸、遺跡調査発掘事業費であります。試掘調査補助業務委託料でありまして、吉里地区の圃場整備、それから大清水遺跡——六日町のダイレックスさん、あるいは蔦屋さんの辺り、あそこら辺にある遺跡——といえますけれども、民間開発が行われる、それに伴います試掘の調査ということでございます。

一番下の表、10 款 7 項 2 目体育施設費、説明欄丸、体育施設整備事業費、1 行目、施設改修工事費は、南魚沼市トレーニングセンター屋根の改修工事費でありまして、6 月補正で議決いただいた屋根改修工事設計委託によりまして、設計業者と検証した結果によりまして、結果に基づき工事を実際に行いたいという経費であります。

2 行目、施設備品購入費、歳入でも説明いたしましたが、特定地域の自立・安全を支援する新潟県補助金を活用しまして、欠之上クロスカントリーコース造成用の圧雪車を取得するというものでございます。

30、31 ページ、最初の表、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費であります。説明欄最初の丸、土木施設災害復旧費（単独）であります。河川災害復旧工事費は、中沢川——山崎新田です——の落差工の復旧工事費。

次の丸、土木施設災害復旧費（補助）、道路災害復旧工事費であります。これが7 月 24 日の集中豪雨による被害を受けました市道花岡線の法面の復旧工事費。

最後の表、14 款 1 項 1 目予備費であります。今回の補正では、歳入の繰入金、歳出の基金費で説明を申し上げましたとおり、歳入歳出差額につきましては、第一番目に当初予算で財源調整として計上しました財政調整基金繰入金を全額解消するという。それから、財政調整基金に今後の市独自支援策の発動に備えた財源として1 億円を積み立てるということ。

その上でまだ生じている差額につきましては、不測の経費あるいは歳出の見積りの不足が生じた場合に備えまして、これも緊急で出動できるように予備費に計上するという事で調整しております。5,014万円の増額であります。

なお、6月定例会報告以降の予備費の充用額等につきましては、8月27日までで10件、1,789万4,000円であります。主な内容を申し上げますと、榊形山最終処分場の屋根シート修繕工事費に738万円。それから八海山4合目の女人小屋のバイオトイレが壊れまして、この修繕に119万円。塩沢公民館の漏水箇所修繕に117万円。8月12日から13日にかけての豪雨災害によりまして、土砂崩れの災害復旧工事費に400万円などあります。

6ページに戻っていただきたいと思います。6ページ、第2表、地方債補正であります。これは歳入の説明で申し上げましたように、2つの起債において、事業費の増や対象事業の追加等によりまして、表の最下段の合計で、補正後の限度額を4,600万円増額しまして、全体で20億2,270万円としたいものでございます。

このほか、追加の資料としてお配りしました令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応の経済関係支援策の一覧表をお配りしております。こちらは説明申し上げませんが、お読み取りをいただきたいと思います。

以上で、第57号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 24、25ページの商工費の部分なのですが……

○議 長 永井議員、マスクを取って。ちょっと聞きにくいので。

○永井拓三君 今現在、先ほど市長が冒頭で挨拶された、説明されたとおりで思うのですけれども、この費用はすごく市内経済を活発させる起爆剤になるということは分かっている、そのアクセルとブレーキの踏み方というか踏み加減というか、その辺りのあんばいをどのように予測されているか。今、第5波と言われていると思うのですけれども、第6波がいつ来るのか、どの辺りにこの費用を投じて経済効果を見込むのか。決して反対しているわけではないのだけれども、どういうふうを考えているかだけ教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 非常に難しい問題だと思います。昨年どおりでいくと、秋に1度G o T oキャンペーンが開始されましたけれども、その後、年明け——年末から1月頃、また緊急事態宣言になったというところがあります。必ずこの後——例えば1,900万円のものについては、11月から開始したいという形で一応考えております。雪恋については去年と同じくらいのスケジュールになろうかということで考えていますけれども、実際に去年よりかなり厳しい状況になりますので、必ず止めるべきところは止めるという形で、昨年状況を見た中で計画していきたいと考えています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。特に宿泊業の皆さん相当厳しいという声が聞こえてきますので、この雪恋キャンペーンは、恐らく首都圏から来る人たちのほうが使っているのかなと思うのですが、県内需要は、やはり高めるという予定はあるのですか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 できれば県内の方についても、利用というのはしていただきたいのですが、今回については県内というよりは、そこに制限かけるというよりは——去年は従来抱えていた顧客さんを逃がさない。今回については新たにその範囲を広げて、新規の方をなるべく——状況が許す状況になれば県外。私ども首都圏が一番多いので、当然そういうところは視野に入れますけれども、県内についても一応視野の中には入るという形で考えています。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。この雪恋キャンペーンに関しては、ある程度平均的にいろいろな宿に配分があると思うのですが、できれば予算も含めて使い切ってもらいたいというのがあるのです。多く消費した宿と、消費をほぼほぼしなかった宿というのが——では、こちらに回そうと思っていた予算がというような、うまいことの調整も含めて考えるかだけ、最後に教えてください。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 去年は宿に何泊という形である程度配分させていただきましたけれども、今回については、新しいお客さんのほうも視野に入れる中で、どれくらい各宿へ配分するか、できないか、そういうことについては今調整中になりますので、詳細については、また後ほど決まりましたら発表したいと思います。

以上です。

○議長 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小中学校の設備等整備事業費で電子黒板の導入という、モデル校になるわけですが、非常にいいなと思っています。これがICT教育とか1人1台タブレットに関連していくものなのか。それと、全校にこれを広げていくものなのかということをお聞きします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 電子黒板の件でございますが、モデル校に今回導入を予定しております、これはICT教育、または1人1台タブレットに通じるものでございます。私もいろいろな電子黒板のデモンストレーションを見させていただいて、かつての電子黒板とは違い、1人1台端末に対応した電子黒板を業者の方々が開発しているなど実感しておりますので、ICT教育のほうに結びつけていきたいと思っております。ただ、使いこなすというところはなかなか難しいところもあると思っておりますので、まずはモデル校に導入した上で効果あるいは使い方、それらを検証して各校に広げていくような方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君　大きく3点お伺いさせていただきたいと思っています。

1点目でありますけれども、19ページの介護基盤整備等事業費の件であります。私は後学のためにお聞かせいただきたいと思っているのですけれども、今回入札されたということを知りました。今まで本会議で議案が上がり、議決されてから入札に入るという、私はそういうような思いであったのですけれども、その前に入札されたとお聞きしたわけではありますが、私が今まで思っていた手順とは違うわけであります。この財政規則に問題はないのか。今まで私たちは、当初予算で計上されてあれば、全然問題ないわけですけれども、全く補正として上がってきて、このような状況になったということはどういうことなのか。また、議会の一人として、ちょっと後学のためにお聞かせいただきたいと思っています。

2点目であります。25ページの商工費の件であります。内容に関しましては、本当に踏み切っていただいて、感謝申し上げたいと思っているのですけれども。感謝する中でこんな質問して大変恐縮なのですけれども、市長は3月議会、6月議会と、そのときにも終わった後に、すぐ臨時議会を開いてでも、新型コロナウイルス対策に関してはやりたいと、3月議会のときも、6月議会のときも言われてきました。そして今回、こういう形でいろいろあるかと思うのですけれども、9月議会になったという、その理由はどういうことなのか。いろいろ加味した中での部分だと思えますけれども、そのご判断をまずお伺いさせていただきたいと思っております。

次に27ページの市営住宅の管理費の件であります。修繕費の部分ですけれども、今年の夏の猛暑等がすごく私も大変な部分があって、市営住宅の状況を見た中で、広報車も出して熱中症対策という部分をアピールしている中で、今現在、高齢者の方が結構入っているわけです。熱中症に対する、市の住宅の管理者としてどのように思っているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　1点目の介護基盤の関係でございますが、これは事業者が決定したということでございます。入札と議員さん言われましたけれども、物の入札ではなくて、第8期によりました計画で2事業者が手を挙げまして、それをヒアリングといいますか、プレゼンを行いまして1事業者が決定になったと。その事業計画にのっとりまして補助金10分の10ですが、それが決定になって、そこへお出しするというような内容でございますので、入札というのがちょっと分からないのですが、そういった内容でございます。

以上です。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　住宅のほうも言うべきであればあれですけれども、必要だったら言いますが。まず1点は、2点目の臨時議会をなぜ開かなかったかとお聞きになっているのでしょうか……私約束していますか、6月議会の後、そこだけ。ちょっとこれは質問かもしれません。しているかな……。

○議　　長　　16番・中沢一博君。

○中沢一博君　私は市長の答弁の中に、今すぐにでも臨時議会を開いて執行したいというふうに私は、聞き違いだったら、大変本当に申し訳ないのですけれども、3月議会も6月議会も私はそのように記憶しているもので、このような質問させていただいた次第であります。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　議案のことと、私はちょっと離れているような気がしますが、3月議会、6月議会手前までのところでは、確かにそういう発言を私はしてきたと思います。しかしながら、もう答弁でも話していると思いますが、状況がいろいろあって、その中で進んでいまずという話もしています。このことを抜きに、約束事かのように言われてばかりいても、私はちょっと困ります。

加えて6月議会であれだけのことがあったわけですが、そしてその時点でも答弁もしていますが、経済界の皆さんも含めていろいろ勘案して、必要なことをやっていかなければなりませんという話をしていますので、私はその点について後ろめたい思いというのは——そう聞いて聞いているのではないと思いますけれども——思いはしていません。

そして、経済界の皆さんが——やはり6月議会ですべて議論になった部分はあったかもしれないが、そういうことではなくて、こういうやり方をやってほしいということも強く要請もありまして、今回に及んでいる。もちろんそれは私の考えと一致もした。そういうことで進んでおりますので、この点についてまた6月議会の議論をもう一度繰り返すような感じに——私がそう思っているだけですけれども。そういうふうにならないように、ぜひお願いしてもらいたいと、私は思っております。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　3点目の公営住宅のエアコンの関係でございますが、私どもが提供する——当然住居としての提供ですけれども、エアコンにつきましては入居者の方々に設置していただくというようなことでありまして、市のほうでその状況は分かるのですけれども、どこにエアコンを設置するという、市の予算によりまして設置というのは今までなかったかと思えます。高齢の方への熱中症対策といいますが、それはまた別の意味で——あれは保健課ですね。そういったような分野で熱中症にならないような注意喚起といいますが、そういった働きかけは当然必要かと思えますけれども、それをもってエアコンを全て設置するのは、なかなか難しい。入居者管理の設置をお願いしているというところでございます。

以上です。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　少し言い足します、先ほどの件に。臨時議会のことをずっとお話しされています。しかし、その背景にあることをもう一つここで私は言わせてもらいたいのですけれども。専決のことをよく、何度も議場も含めて言われてきて、必要があれば専決やるのですということが私の態度だったのです。しかし、それはいかななものかという話もいっぱいあった。なので、臨時議会を開けるようであれば、きちんとやりたいということを繰り返してきた。この辺が6月の議論ではちょっと話が乾いていません。

こういう状況があつて、通年議会は開かれていないわけですから、この中において市長が——それはいろいろな——なるべく議会を開きなさい——当然のことですから、そういうことで、それも含めての回答をずっとしてきたつもりなので、その辺も少し加味してもらわないと、何か臨時会を開かない私が悪者でというように印象づけられるのは、甚だ私としては残念なことでありますので、ここで一言言わせてください。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 回目の質問をさせていただきます。最初の介護基盤事業の件でありますけれども、先ほどの報告では具体名も挙がって、若葉会さんがやられると聞いております。私が質問したのは、この施設の三千何百万円の 10 分の 10 の補助金に関しての施設の入札という部分であります。この部分がどのようになっているのか。私の調査というか情報が違っていたら大変お許しいただきたいと思っておりますけれども、8 月に入札のあれをかけたという話をちょっと聞いたものですから、あれっという、私自身、議会人の一人として、あれっという思いが私はあったものですから。今日行く前にああいうことはされてどうなのかなというのがあったもので、これは間違っていたら間違っていたできちんと言っていたら結構でございますので、お許しいただきたいと思っております。私の情報の中で間違っていたら本当にお許しいただきたいと思っております。

そしてもう一点は、ここの部分でやはりどうしても気になるのは、認知症の部分で、今までも介護人材が、結局途中で退職者等がいられたりして確保できなくて、途中で休止している施設もいっぱいあるわけでありまして。この人材確保の部分、間違いなくなったという、人材確保されての計画案であるかということ、もう一度確認させていただきたいと思っております。

2 点目であります。市長の臨時議会に関しては了解いたしました。結構でございます。それで、私は今回この部分に関して云々言っているのではなくて、本当に感謝申し上げたいと思っておりますけれども、一番最初に市長からもありましたとおり、今、時短要請も始まってきます。そうした中でこの関係者の皆さん方の——部長からも早くても 11 月だろうと、そういう答弁をいただきました。私が今本当に心配しているのは、それまでに体力がもつかどうかという部分であります。本当に切実なる声が、多分この議会の中の議員の皆さんにも入っているわけでありまして。その部分を本当に国だとか県の支援金の対象にならない方たちを市はどのように救おうとしているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

3 点目であります。市営住宅の件であります。エアコンはごもつともございまして、居住者がするという部分であります。私はそこですごく感じるのは、やはり市営住宅にお入りになっていただいている方は——言葉が正しくはないと思うのですが、生活的にもなかなか厳しい方が多いわけでありまして。そうした中で、ではどう救っていかうか。例えば冷風機みたいな状況だとか、補助金など少しでも出してできないのだろうかというような市の考え方はあるのかどうか。そしてまた一番の部分は、というか心配するのは、市営住宅は退去するときには元どおりにしなければいけないわけでありまして。そういうところが——どう

してもこういう部分がかさんで、なかなかできないという部分もあるわけですが、そういう部分をどのように——熱中症の、本当に今年のような状況がもう毎年今度は続くかと思えます。そういうとき市としてどういうふうなお考えでいるか、もう一度お伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護基盤の関係でございますが、内示のほうが先に生まれてその後入札だというような流れ、議員がおっしゃったとおりでございますが、それについての詳細は後で介護保険課長のほうから説明があります。

その中でのもう一点、人材確保の関係でございます。今回、第8期の計画にのっとってのプレゼンなのですが、ご存じだと思いますけれども、市の地域密着型サービスの運営委員会、そういったどの業者がいいのかというような内容をプレゼンするところで、当然人材確保につきましても、そういった内容がございます。確保した中で、それは当然、大前提であります。計画書の内容を精査しまして、2事業者の中から1事業者が決まったということがあります。当然、人材確保はその計画どおりいくだろうとは思いますが、過去において計画どおりっていないといえますか、中沢議員も委員長さんですので分かるかと思えます。その事業所については、引き続き県のほうからの指導なども入っているところでございます。

それから、3つ目のエアコンの関係ですけれども、市のほうで補助金なども含めてどういうふうにするかということですが、今現在は補助金を出す、あるいはエアコンをつけるという検討のところまでは入ってございません。昨今のこの猛暑、それによりましていかに手だてできるのかというのはございます。ただ、公営住宅に入っている方への補助を出すということは、ほかの市民の方にも当然同じような補助も出さなければならないということになるかと思えます。福祉施策の一つとしての公営住宅の低廉な家賃での提供でありますので、それ以上の提供となりますと、公営住宅の入居者だけではなく、ほかの所得の関係でそういった必要性があっても設置できない方々も含めて考える必要があると考えております。

以上です。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 中沢議員のご質問にありました入札の関係でございますけれども、こちらの入札につきましては市の行った入札ではございません。事業所が県の内示を受けまして、事業計画にのっとって行った入札になります。また、人材確保の関係につきましても先ほど部長が申しあげましたけれども、計画の中では、一度に開設するのではなく人材が整った段階で、徐々に入居者を受け入れて実施していくという内容になっておりましたので、お伝えさせていただきます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目についてお答えいたします。確かに体力がもつかもたないかと、事業者さんかなり厳しいところにきているというのは私どもとしても認識しております。た

だ、対象にならない人をどのように救うかというお話ですけれども、やはり制度をつくって支援するとなると——その範囲を広げられれば一番いいですけれども、範囲を全く広げてしまうことについては、やはりその制度、あとは救済する目的、そういうものが非常に出てきますので、そこに対してその制度をつくるために時間を要するというのもご理解いただきたいと思います。

今、県から時短も出ていますけれども、そういうものも含めた中で、早めに対応したいと思えますけれども、どうしてもそこについては、必ず捨てる場所は全て捨てるかということについては、なかなか難しいところであるということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 それでは、介護事業の認知症の部分で、本当に私は今認知症の部分が足りないで、この計画に関してははすごくありがたいと思っています。それに関しては、私は全くありがとうございます、というのが正直のところであります。そうした中で、実際にいつから始めようとしているのか。やはり計画的な部分と実際的な部分があるものですから、もうそこは信じるしかないわけですが、せめていつから始めようとしているのか、何人くらいで始めようとしているのか。そのくらい今の段階ではもう分かるかと思えますので、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、商工費の部分でありますけれども——分かります。本当に大変だという部分は分かります。そうした中で今の2つの部分の方向性が出てきておりますので、そこに市、またそれ以前に状況的にも変化しているわけですから、これだけ基金のほうにも上げて、緊急の場合に備えてという発言もいただいているわけですので、それに期待したいと思っております。

そして最後ですけれども、雪恋に関しましては、昨年度の実施でかなり私は——お客様の目線から立った場合、かなり厳しいというか大変な制度であったように私は感じております。今県がやっている使っ得キャンペーンのような、そういうやり方というものも1つの案ではないかと感じているわけですが、執行部はいかに前回の部分を実施した中で、第2弾はどのような感じで考えてられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護基盤の関係です。事業スタート、先ほど議員さんも言われたとおり、入札によって施設の整備ということがありますので、その完了を待つということになりますので、なるべく早く——ちょっとそれがどのくらいの完了になるか、ちょっと今調べさせます。人数につきましては、認知症の対応型共同生活介護、これが2か所です。9人ですので18人ということで計画になっています。開始については申し訳ありません。詳細の日付については間違うといけませんので、調べましてお答えします。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 昨年の雪恋につきましては、紙でクーポンを発行させていただいて取り組ませていただきました。なかなかそのやり方が全てアナログだったり、いろいろな部分がありまして、非常に利用者の方については、確かに使い方についてちょっと使いづらいという意見もいただいているところです。ですので、そういうものも含めた中で、今後詳しい内容を詰めていくことになるのですけれども、去年の内容ですとか、それから県がやっている取組等、そういうものをやはり含めてちょっと検討してまいりたいと思いますので、内容についてはまだお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 点ほどお伺いします。まず、11 ページの、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 2 億 7,300 万円に関してですけれども、大変な金額だなと思っていますが、これは既に納税相談を受けて、これだけの金額にもう既に達しているということとやっているのかなということが 1 点目であります。この業者さん、恐らく令和 2 年度についてもこういう特例を受けられた方ではないかなと思っているので、2 年、3 年と続けてこういう特例を受ける方、業者が何社くらいか。そしてまた非常に調子の悪い業界の方でありましょうけれども、業種等がもし分かれば教えていただきたいなと思います。

それから、2 点目が建物解体工事、田中町簡易郵便局 193 万円であります。あの建物とそれから駐車場の部分を含めても、ちょっと金額が少ないのかなという感じがするのです。この後普通財産として管理していくわけですけれども、跡地利用も考えてこういう金額なのかというのをちょっとお聞かせ願いたい。

それから、3 点目が 29 ページの体育施設改修工事、トレーニングセンターの屋根修繕 4,400 万円です。いよいよ雪の降る時期が迫ってきたということで、3 月の当初予算のときにもお聞きしましたけれども、今ある屋根の上にさらに屋根を乗せて急勾配にして落下させる、飛んでいく距離をあまり遠くに飛ばないようにするのだという形でやりましたけれども、そういう工事でやるのか。ただ単にトタンを剥がしてやるのかというところの工事の変更はないのかというところをお聞かせ願いたい。

それから 4 点目が、31 ページ予備費でありますけれども、総務部長が言ったように予備費を積み増して 1 億円を超えるわけですけれども、非常に重要な部分だなと思っています。財政調整基金で対応も可能ですけれども、予備費ということでやりたいということなので、考えは分かりました。

そして、8 月までの充用額 1,700 万円余りというのについても説明していただきました。その中で 1 つだけ気になるのが、梶形山の最終処分場の屋根、シートが破けていたというものについて 738 万円と出ていました。担当課のほうに聞いたときには、大変な金額がかかって厳しいなという話をしていたのですけれども、738 万円が仮の修繕で終わるのか、これでもう修繕終わったのか。当初聞いていた金額よりかなり少ないので、これで大丈夫なのかなという気がするのだけれども、そこら辺の内容をお聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目、11ページの固定資産税減額分と新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金についてのことでございます。この額でおおむね決まりかという、まず1つ目につきましては、これのもともとの申請時期が今年のほぼ1月いっぱいに限られた申請期間でありましたので、それによるほとんどの決定額がほぼこの額になりますので、そういうことであります。

あと、これを受けられた事業者さんたちは、令和2年度にも同じような特例を受けたのかという問いでしたが、これは令和3年度だけの限定した法の措置でありますので、令和2年度とかは受けておりません。令和2年度新型コロナウイルス対策としましては、徴収の猶予とか納税の相談などで対応してきたところでございます。

あと、業種と件数についてでございます。まず件数についてですが、個人・法人事業主の方を合わせまして551件でございます。業種につきましては、ちょっと私どもも見ておりますが、特徴的にどこかというのはありません。本当に全般的に広く多くの業者さんから申請いただいたものと考えております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2点目のご質問にお答えいたします。田中町簡易郵便局、庁舎等建物除却事業費の委託料の関係ですね、・・・の分ではありますが、少ないのではないかというお話でありました。これは当初予算のほうで300万円計上しておりました、そこに今回不足分ということになります。その理由としましては、当初の設計がもともと図面が少ない中で設計を行ったため、今後、工事において数量の変更等が生じたときのために監理部分が発生するといったことと、あと当初含めていなかった取壊しに当たりまして、近隣の住宅等に取壊しに当たった振動等で被害が出た場合のことを想定しまして、その部分の事前の有無という、その辺の調査費用を当初予算に含めてなかったため、その分を今回補正で盛りさせていただきたいという内容でございます。

跡地利用ということではありますが、こちら取り壊した後は公売ということを考えているところでもあります。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 29ページの保健体育費の工事請負費でございますが、トレーニングセンターの屋根の改修でございます。寺口議員おっしゃるとおり、屋根替えということでお話しさせていただきました。ここの予算計上につきましてもその予算計上になっております。

ここに至るまで、この改修工事はどのような形で行うのが一番効率的かということで、屋根替えのほか、柵の設置、あるいは削井による地下水による湧水、これらも検討してまいりましたが、一番効率的なのは屋根のふき替えであろう結論に達しました。また、カバー工法でないと——建物の内部からも足場をちょっと組まないといことができないということから、

そうすると内部の営業自体が制限されてしまうということもありまして、外部からの足場を組む工法でカバー工法を選択したというような状況でございます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 4点目の予備費関連での柵形山最終処分場のシート修繕の件でございます。まず、この金額730万円ほどというのは、仮の復旧ではなくて本復旧の金額になります。それで恐らく当初、議員のほうで担当課にヒアリングしていただいて、厳しい状況だという話だったということですが。シート屋根でございまして、中が処分場の関係で低いG Lといえますかグラウンドレベルですので、そこから天井まで、高いところまで届かないと作業ができないということで工法的な厳しさという意味合いだったかと思います。そこら辺を検討したり工夫したりして、めどが立ったということでの執行でございます。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点だけ、田中町簡易郵便局の部分についてであります。当初予算から増えたということでやっても、民間のほうの木造の住宅を取り壊しても——今、近所でやっていますけれども、そこが大体60坪あるのですけれども、四、五百万円かかると言われていたものですから。それでいろいろ壊してみても、最終処分場の費用が当初分からなかったものが出てきたというのがあったので、なかなか厳しいところかななんて思っていました。2つ合わせてこの程度で済めば、それでいいのだろうけれども、場所的には非常に絶好の場所で、財政課長が言ったように公売かけてということであると、それはいい方向だなと思っています。

ただ、業者のほうが最初の見積りの段階で、きちんとした見積りを本当に出したかどうかというところは、やはり議員としては言っておかなければならないところです。後からこれだけかかりますということで、後出しで出されても困るものだなと思うので、そこら辺を担当課としては、最初の当初予算をつけたときの見積りというのは厳しく査定したものだと考えていると思いますけれども、そこら辺の考え方をもう一度お聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 寺口議員のご指摘の金額の部分につきましては、今こちらのほう、工事監理委託料の部分と工事の解体部分がございます。私最初に答弁差上げたとき、300万円ほどと言ったのは監理の委託の部分でありまして、解体工事につきましては当初予算のほうで3,000万円ほど計上しております。当然、最初の見積りですとか、その辺の中でもある図面とか、いろいろと現場に立ち会ったりしながら、いろいろと話をして調査して把握しているところでございます。

以上です。

○議 長 会議の途中であります。ここで休憩といたします。再開を11時ちょうどといたします。

[午前10時46分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 先ほど、議席番号 16 番・中沢一博君に対し保留していた答弁について、福祉保健部長より発言を求められておりますので、これを許します。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 介護基盤の保留の内容です。工事完了が令和 4 年 2 月末を予定しております、その年の 4 月には順次入居していただくという計画でございます。

以上です。

○議 長 第 57 号議案の質疑を続行いたします。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 29 ページです。小学校管理一般経費、修繕料 500 万円とか、また小学校設備整備等事業費、教材備品購入費 120 万円とかありますけれども、市内でも修繕が多いところとかもありますし、例えば上関小学校、今大規模改修とかしていただいております。そういう点について、分かりやすくちょっと説明していただければありがたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 29 ページ、一番上の表の 1 つ目の丸、小学校管理一般経費につきましてですが、この 500 万円の補正につきましては、学校要望などがいろいろ出てきまして、その修繕につきまして優先順位をつけながら執行しているところでございます。現在、当初予算の 1,950 万円いただいたお金につきましては、残額が 600 万円程度となっております、今年度予定する事業費に心もとないものですから、このたび補正させていただいて、学校要望に沿えるような形で執行したいという形で考えております。かなり細かい事業がございますので、ここで一つ一つは申し上げませんが、そのような形で要求させていただいて、このたびの補正ということでございます。

また、2 点目でおっしゃっていた 120 万円の小学校設備等整備事業費につきましては、総務部長の説明のとおり、こちらのほうは小学校の電子黒板の導入費用でございますので、中学校費の中学校設備等整備事業費と一緒にということでございます。

また、上関小学校の改修工事でございますが、順調に進んでおります。夏休み期間中、体育館の整備をやっておりました。子供たちが夏休み後、きちんと学校で体育の授業ができるようにということで、そちらを優先させていただきました。今後は校舎内の——例えばトイレの改修ですとか、そういったところを重点的にやらせていただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 29 ページの続きでありますけれども、小学校整備等整備事業費ということで、子供たちとか学校が子供たちのために不便を起こさないように、その都度備品を買っていくということですが、本当にそういうことは子供たちにとってよいことだと思いま

すので、これからもぜひ続けていただければと思います。

また、小学校の体育館の改修についてですけれども、ぜひとも本当にいい学校になるように。また、せっかく今日子供たちもいるので、市長のほうからも説明していただければどうかなという思いがあるのですが、子供たちの未来のためにと思っているのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 子供たちも傍聴に来てくれて、本当に嬉しく思います。いずれにしても、小学校、中学校問わず、必要なものはきちんとやっていかなければならない。そして、不便を感じながらということではない状況を必ずつくり上げていきたいと思っておりますが、予算も伴いますので、優先順位とかもあるかもしれませんけれども、その気持ちは皆さんと一致していると思っておりますので、しかるべき対応をちゃんとしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 29ページ、今ほどの下ですが、中学校管理一般経費のところでは土地購入費216万円があります。今、市のほうでいろいろ土地があって、活用できていないところは売却して民間に活用してもらおうというようなことで、市の方向性としては考えてやっていますと思うのですが、その中で八海中学校のほうで240平米ということで購入されるということは、どういうふうに活用していこうということで購入されるのか伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 土地購入費の件でございますが、実は平成30年4月に開校する際に、既に工事している段階から図面の中で、この中学校の敷地内に廃河川敷があるということが明らかになっておりました。ただ、どこからどこまでということが分かりませんでしたので、その後詳しく測量して、近隣の地権者なども調査しながら県と協議してきたところでございます。なので、既に現在学校敷地の一部となっているところでございます。

今現在、県に河川占用をお願いしております、県から借りているという状況でございましたが、県のほうで行政財産から普通財産へ移す手続が済んだということで、このたび売却を受けるというようなことでございます。

以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 分かりました。既にもう敷地として学校のほうで使っているということですが、八海中学校ができたときに、駐車場が足りなくなるということが結構出ていたのですが、何か行事があったときには川の反対側の旧城内病院の跡地とか、そういうところが使えるから、だから大丈夫だというような説明を伺ったと思うのですが、それが売却されたと思うのです。ですので、八海中学校、今駐車場不足というようなことになっていないのか。今後またさらにその回りのところを土地購入してでも活用しなければならないようなことは心配ないのかを伺います。

○議 長 教育部長。

○**教育部長**　　ここ一、二年は新型コロナウイルスのこともあって、学校行事等が少なくなっておりますので、あまり大勢の方が来ることも少ないと思います。そういった中で駐車場が不足しているという声はこちらのほうには届いておりません。また、学校のほうに調査をさせていただきながら、いろいろな声を聞いて対応してまいりたいと思います。

○**議　　長**　　20番・塩谷寿雄君。

○**塩谷寿雄君**　　25ページの飲食店利用促進事業補助金（新型コロナ関連）1,900万円でお聞きします。休憩のとき同僚議員が聞いたので、1店舗5万円を飲食店にやって、サービスをやってもらおうというような話を聞きましたけれども、できるだけ幅広い飲食——どこまでかという制限があると思うのですが、できるだけ幅広くしていただきたいのと。期間というのは11月からということですが、1か月くらいを考えているのか、どれくらいを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、ワクチンを2回打ってもなかなか飲食店は厳しい状況でありまして、こういう中で、またプレミアム付き商品券も今出ているわけですが、またこの11月、もし新型コロナウイルスが収束に向かっているようであれば、新たなプレミアム付き商品券、昨年やったような倍率というような形で考えられるかどうかというような——合わせてということはいかがお考えでしょうか。我が歩む会としては新型コロナウイルス対策においてはどんどん支援してくれという——限りある予算だと思っておりますけれども——そういう考えであります。その点についてお聞きいたします。

○**議　　長**　　産業振興部長。

○**産業振興部長**　　質問の要点3点あったかと思えます。1つ目、幅広くという内容、それから2つ目の期間、こちらについては担当課長のほうからお答えいたします。

3つ目になりますけれども、今後その状況によってプレミアム券——飲食になるのか、発行という考えはあるかということです。現時点ではそのところは想定しておりませんが、やはり状況が動いた中であって、必要であればまたそこは検討すべきであろうとは考えております。

以上です。

○**議　　長**　　商工観光課長。

○**商工観光課長**　　質問の1点目、2点目をお答えさせていただきます。私どもも商工会や観光協会と何回も協議を重ねまして、なるべく幅広い店舗という考えがありましたが、どうしても線を引かなければいけないということで、店内でお客様に飲食を提供している店舗等を対象にしております。よってスーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース、あと社員食堂等は除いております。期間に関しましては、11月1日から一応12月25日と設定しております。感染状況によっては期間の変更も考慮したいと思います。

以上です。

○**議　　長**　　20番・塩谷寿雄君。

○**塩谷寿雄君**　　1店舗5万円を約2か月を想定しているというような今の話だったと思う

のですけれども。例えばサービスする側も何かしら——飲み物か食べ物かをサービスするということでありますけれども。例えば生ビールを1杯サービスした場合は約180幾らかかります。1日20杯サービスしたとして、25日営業したとすると10万円という予算がかかるのですけれども、これを2か月やると20万円という予算です。5万円という補助なので、店の持ち出しが15万円となるのですけれども、そういった部分を今ぱっと計算して考えるとそういうふうになるのです。

どういふようなサービスというのは店に任せるものだとは思いますが、こういったものを、できればフィフティーでやっていただけるような施策であったり、これを継続して例えばやっていく。2か月で終わりだではなく、新型コロナウイルスの対策は収束までが非常に大切だと思います。いろいろな施策を今まで打ってきましたけれども、継続してやるのが一番大事だと思いますので、そういう面での答弁を願いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 内容の詳細ですとか、今話している内容については担当課長のほうから答えさせたいと思います。継続できるかというお話ですけれども、今回これは初めての取組になります。飲食店さん等がどういふふうに自分たちで頑張っていて、またお客さんにアピールするかということも期待しているところなのです。こちらについては今回やらせていただいて、この効果とかあとは飲食店さん等どういふ形で思われたか、そういうものも含めた中で事後検証なりをちょっとさせていただいて、その後、必要に応じて継続とかという形、また取るべき話であれば、そこについてはまた考えていきたいと思っています。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、議員の質問にお答えいたします。5万円という形ですが、期間、11月から12月25日まで、毎日やってもらわなくても結構です。特定の曜日、もしくは平日とか。特典サービスについても、各お店で設定してもらって構わないということにしております。何で5万円なのかというと、街に皆さんが繰り出して活気を取り戻すための第一歩としまして、キャンペーンをやってもらいたいということで、その背中を押させていただくために市として一律——金額の多寡はあると思いますが——5万円ということに設定させていただきました。できればお店としても、その雰囲気醸成に協力していただきたいと思っていますので、その辺内容は無理せずということになります、ご協力いただきたいということです。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今言った5万円の補助で1品サービスいいのですけれども、やはり爆発的にやるには、もうプラスアルファが必要だと考えます。まだプレミアム付き商品券も残っていて、売れ残ったら11月からまた売ると感じもあるとは思いますが、そういったプラスアルファについて今後も考えていってほしいと思うのですけれども、その点について答弁

願いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後どのような状況になるかというのもあります。これから時短も始まりますし、いろいろな状況があると思うのですけれども、なるべく事業者さんの気持ち、それから市民の皆さんのお考えとかをお聞きした中で、そちらに沿うような形で進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3点お願いします。前者の質問とダブるところもあるかもしれませんが、ちょっと視点も違いますので、お願いしたいと思います。

まず、11ページですけれども、固定資産税の減額の関係とその下の新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金の関係です。説明がありまして、令和3年度限りの措置だということで、これは多分、昨年2月から10月の間の売上高によって50%未満とか、以上とか、減額したところに申請してもらって決定するのでしょうか。その範囲に該当しなくて、そしてまたその以後もこの地域については、非常になかなか回復がなっていないという状況があるわけです。令和3年度限りのこの措置については分かりましたが、これに引き続く国の考え方とか、または市の独自の考え方とか、そういうのがありましたら——多分この固定資産税のものは業者さんにとっては大変大きな問題だと思いますので、ちょっと今時点の考え方をお知らせいただきたいと思います。

もう一点、25ページですけれども、雪恋の関係です。私は非常にこのネーミングを気に入っていましたが、ただ、昨年度のときは説明にもありましたように、リピーターといいますか、そういう方々を中心にやったということで、なかなかそれに積極的に取り組めた業者となかなか取り組めない事業所があったと思うのです。今回は新規ということで、状況はますます厳しくなる中で、そういう前回の反省を踏まえた事業となると、今までのをまっさらにしてやり直さなければならないような大変なところだと思うのですけれども、雪の観光というのは非常にウエイト大きいわけです。私は期待しているところがありますので、今時点の考え方を——先ほどちょっと説明がありましたけれども、もうちょっとこの予算に上げる段階での考え方をお知らせいただきたい。

最後は31ページ、予備費の関係です。5,000万円を予備費に積むという考え方を説明いただきまして、それも分からないではないわけですが、予備費というのは、本来であれば決算時点にならなければどう使われたかというのはなかなか分からない。そういう状況もありまして、最近では定例会の都度、予備費はこういうところに使いましたよという説明をいただくので、私は非常に助かっているのですけれども。

ただ、5,000万円積み増しして1億円の予備費となりますと、そういう説明だけではなかなか通らないと思う——通らないという言い方もおかしいので、うまくないだろうという思いもします。1億円を財政調整基金に積み増しするのであったら、この5,000万円も合わせて

一応財政調整基金に積んでおいて、必要なときにそれを取り崩しながら対策の費用にするというのが——私の個人的意見を言わせてもらおうと、いいと思うのですけれども、そこら辺の判断の在り方みたいなのを、もう一度お伺いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税の関係でございます。今のところ国のほうから次年度どうするでありますとか、そういった考えは何も示されておられません。去年は新型コロナウイルスが始まったときで大分早めでございますして、令和3年度にその軽減をするというのは、4月頃にはもう既に発出されていたものでございましたが、今年、国も恐らく様々な状況を見て——今の感染状況を見ていると思いますが、今のところありませんので、そういったところは情報に注意しながら、私どもも迅速に対応してまいりたいと思っておりますし、その際には広報していきたいと思っております。

今回は財源措置ありますけれども、国の財源措置などない中では、この基幹的な歳入であります固定資産税への対応というのは、市単独ではなかなか難しいというのが実感でございます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 去年の反省を踏まえて、現時点での考え方ということです。まだ詳細を詰めている段階ですので詳しいところは申し上げられませんが、考え方としましては、去年は完全に各単位協会さんのほうにお願いして、クーポン券は直接電話で予約をいただいております。

今年については、やはり新型コロナウイルスの状況下にあって、なるべく接触というのを、それから手数を避けたいというところがありますので——例えば申込についてはウェブなりで申込みをお受けして、当然アンケートとか、それからお客様管理というのもウェブ等を通じてデジタルで行うというところを今検討しております。ただ、クーポン券につきましては、お送りするのではなくて現地にお越しいただいた上で、直接宿のほうに手配させていただいてお渡しするという形で、実際にその中間の作業を減らす代わりに非接触を進めるという形で考えております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 予備費のほうの今回の補正の計上の考え方というところではありますが、議員おっしゃったとおり、ひとつ私どもも通常の前備費の調整額として、今回高額な部分であるということから、財政調整基金の積立てを1億5,000万円にするかということも当然いろいろ考えました。

ただ、部長の説明のほうでありましたとおり、経済支援に備えた部分の積立てという1億円と、そのほか今度前備費で対応する部分の不測の事態の経費等はちょっと別に整理しておきたいということもありまして、この冬の異常降雪、大雪ですとか、予期せぬ故障、修繕、そ

ういったこともありますので、そういったために多少高額であります、予備費として増額しておきたいといったところでもあります。

また、先ほど6月の議会以降の予備費執行額で1,700万円ほどということでご説明もいたしたところですが、4月から今年度になりまして、その前も含めるとおおよそ2,200万円の予備費の執行になっているところでもあります。

また、昨年度、令和2年度の状況と途中での財源調整等も含めた中で、最終的には約1億円の予備費の計上額となっているところから、この額は決してもっていても多過ぎてはいないだろうという判断で、今回この額で補正のほうを上程させていただいたところでもあります。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点になるかと思えます。関連になりますけれども、11ページの固定資産税の減免、猶予、全額補填というような形で、非常に国等も手厚い計らいをいただいたなと思っています。私も当初予算、当初新型コロナウイルスの頃から固定資産税の減免、猶予は、本当に特に建物等を所有しての方々には効果があるという話をしてきたわけではありますが、こういったことはひとつ、ぜひ前向きに考えていくべきではないかなと。国保等もそういったことをやられているわけでもあります。

そうした中で、私は13ページの財政調整基金繰入金の問題を絡めて話をちょっとしてみますが、行政報告というか施政方針の中では、6億5,000万円全額解消し今後の市独自支援策の発動に備えた財源として財政調整基金に1億円をさらに積み込むと、こういう話になっているわけです。私も今までずっと言っていますけれども、ほとんどの財源は国からの交付金が充てられているものだと私は捉えています。

そうした中で、いつも財政調整基金は災害に備えてということでもありますので、本当に長引く新型コロナウイルスについては災害だという位置づけをしたときに、こういった市として何ができるかと。財源を使って何ができるかということ考察していると思うのですけれども、そこが先ほどの固定資産税の問題とかということに私はなるのかなと思うのですが、ひとつ考えを——独自の財源としてこういった基金を取り崩して使うという想定はどういうことが考えられるか、ひとつお聞きしておきます。

そして、関連になりますけれども、25ページの先ほどの飲食店——商工業振興費の1,900万円とその次の観光振興費1億3,000万円、これについてでありますけれども、今現在6月に確かプレミアム付き商品券事業をされていると思うのです。これがどうも去年のプレミアム券とは、飲食・宿泊券とはちょっと様相が違っているのではないかなと、そう私には静かに聞こえるのです。どの程度の執行状況であるかというのを押さえていたら、ひとつお聞きしておきます。

そして、さらに南魚沼市ふるさと応援プレミアム付き旅行券ということになるわけでありますので、私はこの数の補助事業——経済団体と話を詰めていくと大体こういうところに落ち着くなと思っているのですけれども。その辺が——では一般の市民はどうかという観点に

立ちますと、何が双方にとって有効であるかなという立場で考えての執行も、私は考えられたのかなと思っていますので、その辺ひとつお聞きしておきたいと思います。

私たちはやはり経済対策、確かに必要だと捉えていますけれども、今現在はワクチン頼みという形であります。そうした中で、当初から我々申し上げますように、PCR検査、そして無症状者の確認をきちんとして、それを隔離するような対策もやはりして、そして安心して皆さんが飲食、宿泊に出かけられるような体制づくりというのをしていかなければならないかと捉えますけれども、その点については考察されているかどうか、ひとつお聞きいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の1億円を財政調整基金にまた積んだということ。こういった財源があるのを市独自で——ありていに言えば、固定資産税の減免等にも市が踏み込めないかと、こういったご意見かと私は受け止めましたけれども、できないことではないとは思いますが、ただ、その財源をそちらの方向に使うのかどうかということについては、もう少し国の動きをちょっと考えなければいけないと思うのです。

国がここまでやって全国で——南魚沼市で2億7,000万円です。物すごい金額を出している。来年はどうなのかというのはまだ決まっていないわけです。我々もできませんとは言いませんけれども、やはりやるべき立場の——国がやるべきなのか、市がやるべきなのか、市が何をすべきなのか。これは本当に慎重に考えなければいけない問題なのです。やれないとは言いませんけれども、やるべきものは何であるか。やるべきときはいつであるかということも慎重に考えながら、今後検討させていただきたい。そのための財源であります。大事に使っていきたいと思っています。

それから、プレミアム券の執行状況と言われましたが、この表をご覧になっていただきたいと思っています。この中に書いてあります。

それからPCR検査、あるいは陽性者の問題であります。これも市独自で補助金制度等を考えてはおりますし、県も小千谷でもってかなり集団的なPCR検査の体制を取りました。必要であれば県も腰を切ります。かなり機動的に動く体制を取っております。市がどこまでするのか。これも先ほど申し上げました同じ内容であります。県と市それぞれの立場あるいは役割分担の中で、やるべきところがどこであるかということをはっきりさせながら、やはり進んでいく必要があるだろうと思っています。市が全部PCR検査かけて——決して喜ばれることではないのです。県とのやはり調整あるいはすみ分け、権限の分け持ちというものをお考えながらやらないと、これはなかなかうまくいかない問題でありますのでご了解をいただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ほど総務部長のほうで、表で代えていくというお話でしたけれども、8月29日現在、プレミアム付き商品券については、4億7,095万円というところが今販売さ

れている金額です。実際、去年のプレミアム付き飲食・宿泊券と比べると非常に低いのではないかというお話ですけれども、当然去年 100%のプレミアム率でしたし、今年については43%に下げています。それは去年の反省を踏まえた上で——ああいう混乱を招きましたし、やはりそれくらいが今年この復興期に向けての中では妥当ではないかということで進めさせていただいていますので、その辺低いということについては私どもも認識しています。

それから、一般市民の立場での考え方との、そこに立っているかというお話ですけれども、担当部としましては、明らかにこれにつきましては、市内の宿泊業・飲食店さんの経済支援策だと思っています。そこについて市民の方の力を借りるという考え方をしておりますので、市民の方の考え方というよりは、やはり経済の連携会議のほうで商工会さん等々の意見を聞いて、そちらの会員さんの意見を集約した中で実施していると考えています。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点目については、やるべきときが問題だということでありまして、私はこれほど長引いて、本当に事業者も大変ですが、皆さん本当に大変になる。そしてまたさらに今度は雇用の問題等が——例えば失業等が発生してくると、異常なことが起きるなんていうふうに思いますので、ぜひそういった広範囲に及ぶ施策もひとつ考えていかなければいけないものではないかなと考えますが、所見を伺っておきます。

もう一つが、市民の力を借りてということ、今言われましたが、そして経済活動だということでもありますけれども、私はやはりそうであればあるほど、市民が安心して出かけられる体制を目指すべきだと。そして誰でも使える——要するに調べたかったら調べられるような形を構築することによって、飲食・宿泊、やはり経済活動も活発になるものだと考えますので、これについては、市が独自にあるいは自治体が独自にやったものに関しては、国は補填すると、補助するという言い方もしているわけでありまして。そこをひとつしっかりと考察されてはいかがかと思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 いろいろな場面がこれから想定されると思います。今の状況で何とか踏みとどまっていたいただいているというのが現状ではないかと思えます。楽である業者さん、恐らくないだろうと思えます。ただ、どこまでいくのか。我々としてはワクチンの接種がもう少し進めばということをお願いするわけでありまして。今 60%くらい。70%いけば少しはこの感染状況が下火になるのではないかという期待も持ちながら、それに伴って経済活動もまた活発化していこうと。それを何とか牽引していきたいということを考えているところであります。どんどん悪化していくという段階になれば、また別の考え、給付であるとか、幅広い考え方を持たなければならなくなるとも思いますが、今の段階ではやはり、もう少し期待を持ってこの冬に臨んでいきたいというところが正直なところでございます。

またPCR関係につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり、国がどこまでやってくれるのか。県との調整もありますので、もう少し研究させていただきたいと思っております。

ます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は最初言いましたように、ワクチン頼みだと。でも、今進んでいるところといいますか考えられていることが、2回では駄目で来年からもう3回目という話も出てきているわけでありまして。そういった中でやはり何が問題かという感染経路、そして無症状感染者を見つけていかなければ駄目だということを、やはり根本的なところが抜けていると、経済対策、経済対策という形になっていくのではないかなど。私だけですかね、そう思うってしまうのは。その辺はやはりもう少し科学的に、あるいは知見のある部分をひとつ考察していくべきではないかと考えますが、そのうちに収まるだろうなんていう形では——何ができるかという考察をきちんとすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 この質疑に合うかどうか、ちょっと私は疑問に感じながら聞いていますが。岡村さんも大ベテランでありますので、やはりちょっと節度を持って質疑をやらないといけないのではないかなど、私は期待したいのですが。執行部側はワクチン頼みなんて誰も言っていませんし、併せ持って、経済対策もやって、ワクチン対策もやって——PCR検査に非常にこだわられますが、それが駄目だとも言っていないんですが、PCR検査はそれいいのですけれども、それよりもワクチン接種で感染経路とかで、今やはり重篤化しないという意味からおいても、ワクチン接種を進めること以外にほかにありますかということの前からずっと言っています。そして、打った方々からは重篤者や、そして市内においてもほとんど出ていないのです。そこをきちんとやりたいということですので、ちょっとこの中にはそれ触れていませんので、ちょっと今の質疑に合うかどうか。私どもとしては今ほど——ちょっと違うので、今私が発言しています。ワクチン頼みで全部やっているなんてことはありません。

総合的に先ほど、もう一個前のご質問では、もっと幅広くいろいろやるべきだと。御党のチラシも全部見っていますが、我々は昨年雇用にまで及んだのです、例えば。そういうことも含めて全部新型コロナウイルス対策です。失業者がこれからえらい出てくるかもしれないと先ほどご発言があったので言いますが、もしそうなったらですね、今の議論も本当の極限になった場合には1億円の財政調整基金の積み増し、そういうことだけではなくて、もっと果敢にやらなければ、それはやることを市長として断言しますよ。そうなったら。しかし、そこを今言っているのではなくて、今のこの書かれている部分についてのやはり質疑をやっているわけなので、少し節度を持っていただきたい。誰も答弁できないと思うので私が立ちました。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけちょっと聞かせていただきたいと思います。29ページ、体育施設整備事業費のところですか。ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、1つ確認させていただきたいのですが、以前、私が避難所とかの話をしたときに、要配慮者の方がな

かなか避難所で大変だという話をしまして、そういうときにこういった体育館の設備を改修するときに、それに併せてバリアフリーとかをつけたいという話をいただいたと思うのです。今回はそれは多分入っていないと思うのですけれども、その点はどのようなのでしょうか、入っているかどうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおり、今回は入っておりません。いろいろな工法を考えたのですけれども、トイレのことやそういったバリアフリーのところまでは今回の改修の中で考えに至っておりません。

以上でございます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお願いします。21ページの生活保護費のところですが、施設借上料ということで19万2,000円。この大変なコロナ禍の中で住宅を追われるといたしますか、住むところにも困る、そういう方もあるのかなと思って今聞いていましたが、今現在の市が把握しているそれらの状況と、それからこの19万2,000円、これらがどの程度を想定して、そういった場合——例えばどういう施設なんかで対応するのか。その辺の見通しといたしますか、計画等ありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 施設の借上げの想定ですが、緊急避難的ですのでホテルなどの——住居ではないのですけれども、そういった部分を借り上げようというような計画でございます。宿泊施設を借り上げようということでございます。現在の状況については、今ちょっと課長が参りますので、ちょっとお待ちください。申し訳ありません。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 状況も何かあるのかですが、その19万2,000円というのを、どの程度の方々といたしますか、世帯数とかを想定して、どの程度の中で今のところ市としては見込んでいるのか。それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 想定ですが、7日間を3人の方なのですが、それは当然日数が減りますれば人数が増えるということで、とりあえずではないのですけれども、そういった計上にさせていただきました。例えば困窮の方がもっと増えるようであれば、またいろいろな手だてをした中で、これはすぐさま対応せねばならないという考えですので、今現在の19万2,000円についてはそういう計上をしております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。こういった問題については、実態の把握といたしますか、そういった方がいるのをいち早く行政で把握して、いち早く対応する。このことが重要になってくると思います。ですので、その辺ぜひアンテナを張り巡らせていただいて、迅速なきめ

細かい対応をいただければと思います。

その辺について、例えば今回の補正について、普段と違ってこういう対応も、こういう把握の方法も今やっていますというようなものがあれば、少し教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 今回のケースですが、今現在、対象者がいるわけではありません。ただ、緊急的に対象になる方が出た場合、住居を確保するのにケースワーカーが非常に苦勞します。そういったことを考えて、今回、国の事業に乗らせていただいたということでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 58 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 58 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和 2 年度決算に基づく前年度繰越金を計上するものであります。歳入では令和 2 年度決算に基づき、前年度繰越金に 5,386 万 8,000 円を増額し、支払準備基金繰入金 5,386 万 8,000 円を減額するものであります。なお、これによる歳出額及び歳入歳出総額の変更はございません。

よろしくご審議をいただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 58 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 59 号議案であります。令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和 2 年度決算に基づきます前年度繰越金の計上などがあります。主な内容としては、歳入では前年度繰越金 966 万 6,000 円を増額し、その同額を歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 966 万 6,000 円を追加させていただき、総額を 6 億 666 万 6,000 円としたいものであります。

よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 60 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第60号議案になります。令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、介護給付費等の過年度精算による追加交付金及び返還金の計上、令和2年度決算に基づき前年度繰越金等を計上するものであります。

主な内容としては、歳入では、介護給付費等の過年度精算による国、県などの追加交付金を計上しまして、繰越金に前年度繰越金として2,819万円を増額いたしました。

歳出では、令和2年度地域支援事業等の精算額に基づく国、県などへの返還金として639万円及び介護保険給付費準備金の積立金に6,865万円などを計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ7,520万円を追加し、総額を69億6,024万1,000円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第60号議案につきましてご説明申し上げます。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、介護給付費負担金等の過年度分精算による追加交付及び前年度繰越金が主な内容でございます。

最初の表、2款分担金及び負担金、1項1目認定審査会負担金は、令和2年度湯沢町委託負担金精算額確定に伴う減。

次の表、4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、国庫負担金過年度精算に伴う施設15%、その他20%に当たる追加交付分を計上です。

次の表、5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者負担分に係る過年度精算に伴う負担率27%に当たる追加交付分を計上です。

次の表、6款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、県負担金過年度精算に伴う施設17.5%、その他12.5%に当たる追加交付分の計上です。

次の表、8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金は、2款分担金及び負担金、湯沢町委託負担金減額確定に伴う事務費繰入金の増でございます。

最後の表、9款1項1目繰越金は、令和2年度決算による歳入歳出の差引残高である2,819万円を前年度繰越金として計上するものです。

以上が歳入でございます。

次に歳出です。10ページ、11ページをお願いいたします。歳出は、前年度の地域支援事業などに係る国、県及び支払基金からの交付金等の精算に基づく返還及び基金への積立てが主な内容でございます。

最初の表、4款1項3目償還金ですが、国庫支出金等過年度分返還金として、総額639万円の計上です。内訳は、説明欄に記載のとおりですが、令和2年度に提供された各種介護サービスによる保険給付費及び介護予防事業などの地域支援事業に係る費用につきまして、国、県、支払基金及び市がルールの割合に基づきまして負担しております。年度当初の事業実施計画に基づく交付金と実績による精算額に差が生じたので、余分に交付を受けたものをここで精算し、返還するものでございます。

次の表、4款2項1目一般会計繰出金ですが、低所得者対策に伴う介護保険料軽減に係る国・県負担金の過年度精算による返還分15万円の計上です。介護保険特別会計から一般会計に繰り出し、一般会計から返還するものです。

最後の表、5款1項1目介護給付費準備基金積立金6,865万円は、歳入9款1項1目繰越金の前年度繰越金から、歳出4款1項3目償還金の国庫支出金等過年度分返還金、2項1目一般会計繰出金を差し引き、また、歳入に計上いたしました介護給付費交付金等の過年度精算に伴う追加交付分を合計し、基金に積み立てるものでございます。

以上が歳出の内容です。補正予算の詳細は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第60号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ですが、ここで昼食のため、休憩といたします。再開を1時15分といたします。

〔午前11時55分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 日程第5、第61号議案 令和3年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 61 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和 2 年度決算の歳入歳出の差引き額が確定したことに伴います繰越金に係るものでありまして、歳入では、令和 2 年度決算に伴う繰越金 1,553 万円を追加し、歳出では、諸支出金に一般会計繰出金として同額を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ 1,553 万 9,000 円を追加し、総額を 1 億 1,296 万 8,000 円としたいものです。

よろしくご審議いただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 61 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 6、第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、資金的収入及び支出において、市民病院で今年 1 月に傾斜した正面玄関ポーチ庇——キャノピーであります——につきまして、再建に係る建設工事費を計上するものであります。

市民病院事業の資金的支出におきまして、建設工事費に 5,400 万円を計上し、同額を過年度分損益勘定留保資金等で補填する額に追加するものであります。

以上によりまして、市民病院事業資金的支出の総額を 4 億 3,604 万円としたいものであります。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、決

定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。本議案は、新たに建設する正面玄関庇に関する補正となりますが、ここで申し訳ありませんが少しお時間をいただきまして、傾斜した庇につきまして、第3者による調査業務委託の検証結果の内容につきまして、概略をご報告させていただきます。資料は昨日配付いたしました第62号議案参考資料1となります。市長の所信表明と重複する部分もありますが、ご了承ください。

それでは、調査業務委託につきましては、株式会社建構造研究所であります。一般社団法人日本建築構造技術協会会員で、建築物の構造等に関して高い経験と専門知識を有していることから選定をさせていただきました。

そうしましたら、6ページをご覧ください。右肩にページ数が振ってありますので、ご覧ください。6ページの§3業務内容につきまして、1)、2)、3)によりまして、検証を行いました。7ページ以降に検証の内容が記載されております。

検証の結果として、当該庇については、固定荷重や積載荷重等の設計条件、応力計算、部材の断面算定等は適切に計算され、工事監理についても適切に行われているとされました。それによりまして、15ページの損傷原因の考察においては、集中降雪により融雪設備が十分機能しなかった上、数日間雪下ろしができなかったことにより、設計積雪量を超過したことによる、わずかな重量差によりましてバランスが崩れ、それが原因であると、そういうふう結論づけられました。

これまでに経験したことがない大変多くの水分を含んだ降雪状況下で、市内の除雪業者の手配もなかなかままならない悪条件も重なりましたが、融雪状況並びに降雪状況を注意深く観察し早めの対応を心がける配慮に欠けておりました。そのことによりまして市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことについて深くおわびを申し上げます。

それでは、第62号議案の詳細について説明を申し上げます。補正の内容につきましては、実施計画明細書によりましてご説明いたしますので、議案の6ページ、7ページをご覧ください。

資本的支出でございます。2款1項3目建設工事費に5,400万円を計上するものでございます。内訳としまして、1節工事請負費に5,000万円、2節委託料に監理監督業務委託として400万円となります。

以上によりまして、病院事業資本的支出の合計を総額4億3,604万円といたしました。

傾斜したポーチの再建につきましては、再調達として保険金を最大限に活用しながら原形復旧を行うことを予定し、収益的支出の2款3項2目その他特別損失に計上しておりました。しかし、今後気候変動がさらに進み異常降雪も予想され、従前の形状では強度や耐久性に懸

念が生じる恐れもあることから、新たな形状の庇を建設するものです。

当初の収益的収入及び支出予算のとおり、建物損害共済金を特別利益とし、その他特別損失につきましては、一部を除き修繕の支出に係る特別損失から現金支出が伴わない資産除却に係る特別損失に振替となります。

したがって、1ページの第2条にありますとおり、ここで生じた損益勘定留保資金を資本的収支で不足する額に補填し、2億5,840万5,000円とするものです。

4ページは、キャッシュ・フロー計算書になりますのでご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 構造のプロによる検証で、構造計算には問題がなかったということで、我々ちょっと構造の苦手な人間とすると、これで承知するしかないのかなと思いますけれども。前のほうに戻って申し訳ないのですが、施工者が解体して処分してしまったと。以前、同僚議員のほうからも出ましたけれども、この建物の壊れた原因を検証しないうちに解体してしまったということがありましたので、その辺は非常に懸念しています。

聞きたいのが、これから入札になると思いますけれども、同じ業者が入ってくるのかどうか。資格があれば入れるのだらうと思います。あと、以前のキャノピーのときも設計監理費——私が言うのもちょっと問題があるかと思うのですが、非常に結構いい値段で入っているのかなと思います。監理費、監理監督業務委託の金額というのは、どこから出てきているか確認したいと思っています。

それと、入札にその業者がまた入ってくるのかどうかというのを確認させていただきます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご質問の点ですが、同じ業者が入れるかどうかということですが、これにつきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、資格があればということですが、入札担当の財政課と協議をしながら、十分に注意しながら取り組んでいきたいと思っております。

あと、監理費の積算ですが、担当課長から説明をさせていただきます。

○議 長 市民病院庶務課長。

○市民病院庶務課長 監理費が少し高額ではないかというご質問でございますが、今、設計委託のほうを7月末に出して、詳細の設計のほうはまだ上がっておりません……

○議 長 課長、マスクを取っていただきたい。

○市民病院庶務課長 今、7月末に設計委託業務のほうは発注いたしまして、今の段階では設計の成果品というのはまだ上がっておりません。監理費の積算につきましては、最大限、設計がこれくらいかかるだろうというところで、最大限のところをみてございます。実際、監理を委託する段階では、設計業者等に見積もり等を取って安価になる場合が多いですので、実際はこれより安くなるものと思っております。

以上となります。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 前のものは多分、設計500万円、監理400万円かと思ったのですが、非常にすごい値段かなと思ったのです。大体そんなふうに行くのかなと、お聞きします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご指摘のとおりなのですが、前回発注しましたときに総額で6,000万円程度かかっております。今回は総額で5,500万円程度に抑えたいと思っておりますので、その分、やはり監理についても金額を落とすということで、今ほど課長からも説明がありましたとおり、見積もりを取った中で安く、なるべく安くしたいと、そのように考えて発注したいと思っております。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 先ほどの田中町の郵便局の解体の件でも、監理がすごい追加になっていると思うのです。この根拠というのがよく分からなくて、私たちがやる分には高いのは非常にいいことなのですが、根拠というのがよく分かりづらいのです。どういうものでしょうか、監理のほうの根拠。

○議 長 市民病院庶務課長。

○市民病院庶務課長 監理のほうにつきましても、国土交通省のほうが示した設計の基準というのが決まっていますので、それに基づいた設計をし、設計業者に見積もりを取った場合のそれと比較して、安価であるかどうかということ判断させてもらいたいと思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 まず1点目、保険金の話が出ましたけれども、保険金は明確に出るということは決まったのでしょうか。そこをまず確認したいと思います。

それともう一つ、資料のほうの参考資料1の8ページの中ほど、また、第9条には「構造計算により建築物の安全を確認した建築物等にあつては、建築物等の出入口、主要な居室その他見やすい場所に、次の様式による表示をするものとする」というのがありますが、これが実際されていなかったわけです。これは設計の段階で図面等から抜けていたのでしょうか。それとも図面にはあつたけれども、表示板を設置しなかったのでしょうか。そのところを確認したいと思います。

それと9ページですけれども、積雪荷重、また応力の妥当性の確認のところ、150センチメートルとなっています。実際、この後のものを見ると、大体170センチメートルぐらいで計算したという話です。となると、ほとんど安全率は見えていないということになります。実際問題、150センチメートルだった場合、以前、岡村議員の質問に対してその旨の150センチメートルあるということは伝えられたとありましたけれども、どの程度の危険性があるということをおちゃんと伝えられたのか。150センチメートルだから、100センチメートルぐらいに

なったらもう雪下ろしを考えなければならないとか、そういう具体的なものを設計者からきちんと口頭ないしは書面であったのか、もう一つこれを確認させていただきたいと思います。

最後になりますけれども、参考資料2のほうですけれども、こちら新しく造り直すという点ですけれども、耐雪はどの程度にみているのか。またどの程度で雪下ろしするとか、そういうことを再発防止のために安全性の確認をどうやって行うかという、そういうのは考えてあるのでしょうか、その点、4つお願いしたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、第1点目の保険金ですが、共済担当と協議をしております、出るという方向で事務レベルで打合せはさせていただいております。実際に保険金が入る時期ですけれども、これは建設が終わりまして、査定が入りまして、その査定を受けた後に保険金が入ることになっております。

2点目、表示についてであります。表示については建築基準法等によりまして、設置することが必要とされておりましたが、もちろん設計書の中には入っていたと認識しております。ただ、設置につきましては、担当と打合せをした中で失念したものと推測いたします。積雪量150センチメートル、耐雪150センチメートルということですが、これにつきましては、早め早めに対応することに越したことはないわけですけれども、耐雪——経験によりまして150センチメートルということであれば、まだまだ余裕があるのではないかなという、そういう安易な考えがあったのかもしれませんが、これは推測になります。

今後、新しく建設する予定のキャノピー、庇ですけれども、これは今回の教訓を生かしまして、柱もちょっと多めにしまして、耐雪につきましても2メートル程度にしたいと考えております。ただ、これにつきましても基準がありますし、その基準に沿った中で対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点目の保険金のことに関しては分かりました。

2点目ですけれども、この監理は妥当だと資料に書かれていますけれども、本来、それが設計書に記載されてあるのだったら、それを——設計者と監理している人はほとんど同じなわけですから、それが設置されてなかった時点で、監理のほうから何で設置されていないのかという話があつてしかるべきだと思います。それが失念していたとしたら、ちょっと監理が妥当だったとは言い切れないのではないかと私は思いますけれども、その辺はどう考えられるか。

それと150センチメートルという話ですけれども、3番と4番に附属することですけれども、本来この辺の地域であれば、雪の量とかを考えて150センチメートルだったら、少なくとも2メートルは積もっても大丈夫なくらいに造るのが一般的に、民間だと普通だと思うのです。もしそれが、計算上問題がないからこういうふうに行ったというのだったら、やはりそれをちゃんと限度を超える前にやるシステムというか、ルールをつくっておかないと、今

度は逆にこの庇だけではなくて、市の全部の建物が危なくなる可能性があるわけなので、ちゃんとそこは水平展開されて市全部に応用されるようになっているのか、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 議員のおっしゃるとおり、表示について監理が十分だったかどうかということですが、監理は工事完了までということで、そこまで当時の担当の考えが至らなかった可能性がありますし、十分な打合せがなされていなかった可能性もありますが、その点につきましては最終的にもう一度検証してみたいと思っております。

もう一点、今後、耐雪についてであります。この建設につきましても、予算の中で設計して建設しておりました。耐雪といいますか、強度にすればするほどお金がかかるわけです。なおかつ設計についても規定どおりにされているということでありましたので、今までの経験から言いますと150センチメートルは十分とは言いきれませんが、そこまで積雪が増えるまでに十分な対応をすべきであったと、そういうことは責任があると思っております。これを教訓にしまして、管理につきましてもなお一層注意を払うようなマニュアルづくり、そういうことに努めていきたいとそうように考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。市全体の水平展開という部分についてちょっと答えがなかったようですけども、もし返答いただけるならお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大きな話になりまして、私もちょっと返答を用意しておりませんでしたが、やはり大きな問題ではありまして、今後、市の建物を管理していく上で積雪の考え方、今までの考え方ではちょっと十分ではないような、とてつもない降り方をするわけですね、この頃は。短期間であれだけの雪が降って、それが水を含んでしまうという、それまでに何とか融雪施設等で負担を軽減しながら設計どおりでもって何とかやりくりができてきたわけですけども、それがなかなかうまくいかなるのではないかという、そういう懸念を今回の事故で私も感じました。もう一度点検しながら、十分に安全性を確保した仕事をしていきたい、これは考えているところでございます。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 参考資料2の図面を見させてもらいました。常々言っていますけれども、車椅子の方の屋根つきの駐車場ということをやっていますが、せっかくこういうことをやるので、できれば一緒に対応していただきたいと思うのと。この図面を見ると、どうもこの車間感覚ですか、車椅子という絵が描いてあるだけで実際の幅がこれでは、ちょっと車椅子ではもっとスペースがないと駄目なのかなと思っておりますけれども、その点についてどうい

ふうにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるとおり、障がい者の駐車場につきましても屋根をかけるようにしたいとは考えております。ただ、今回のキャノピー、庇の再建につきましても、これはこれ、また別物になります。これは一旦、庇の再建で組立てをして、その後、順番といいますか必要度に応じて来年度の予算に盛るとか、そういう形で順次進めていきたいと思えます。あと、障がい者駐車場の枠ですけれども、これは現在確保してある駐車場の枠をそのまま投影したものになります。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君……（「20番、塩谷です」と叫ぶ者あり）いや、塩谷議員、少しお待ちください。

市長。

○市 長 今の答弁をちょっと足しますので、この部分の第62号議案には載っていませんが、やろうという方向で今方針を立てております。なので、いつという時期はちょっと言えませんが、今ほど来年度という話をしましたが、私どもとしては急ぎやりたいという思いを持っておりますので、これは病院の皆さんとも相談して進めますので、よろしく願いしたいと思います。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 工事というのはまたいろいろ付け足すと、多分ちょっと高くなるのかと。出すのだったら一緒のほうがよかったのかなと思っておりますけれども、今の話で第62号議案にはこの部分は載っていないということで。市のお金を使ってやるのは安くするべきだと思いますので、できる限り一緒にしたほうがよかったのかなと思っておりますが、その点について何かございましたら答弁願いたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それにつきましても、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今回は保険を適用します。保険を適用するというにつきましても、やはりグレードアップするとその分査定が入りましていろいろ金額が減額になったりという可能性がありますので、今回は先ほど申し上げましたとおりキャノピーはキャノピーということで、保険適用で早めに皆さんにご迷惑をかけないように対応したいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議……。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一般質問でも挙げていますので、深くはしませんが、先ほど前段で説明した調査結果は、構造上計算は問題ない、間違っていないという話ですが、実質的には問題があったと。だから新たに設計するということだと私は思うのですが、その辺が非常にあいまいな説明だったと思いますので、もう一回そこをお願いしたい。

それから、今、前段で聞き取りもしているわけですが、建設をしてグレードアップした分、査定されると落ちるといふ保険の仕組みは、私はちょっと聞いたことがなくて何回も聞くのですけれども、私らの感覚でいくと保険は建物についての査定で出ると思うのですね。そして減額されるものが普通は減価償却費——要するに3年なら3年使った分が減額されるというのが一般的な損害保険だと私は思いますので、新たな部分を付け加えると保険が下がるというのは、ちょっと——では、原形復旧しなければ、そっくり5,000万円は出ないと、あるいは6,000万円は出ないという話になってしまうので、そこはちょっと——もっと詳しい人がいたらきちんと話をさせていただきたいと思います。

それから、資料で配られている問題について、私率直におかしいなと思ったのが左下の柱ですね、大型バスが柱と柱の間に入っています。今ほど柱を増やしてという話もありましたけれども、平面計画では柱の位置はありません。要するに10メートル近くを鉄骨で飛ばしますね。ですから、これでは私はちょっと意味合いが分からないもので、柱が中に——要するに側からの間に途中に入るのかどうか、ひとつ確認したい。

それから、この左側の部分——要するにバス送迎者、一般車の進入に対して、左側の部分は角地ですので、これで斜めはいいかと思えます。しかし、右側ですね、出口側。これはなぜもう一本柱を増やさないのか。そうすることによって、例えば車が混雑しているときには、一番柱の脇、南側ですよ、そこへ2台の車で送迎した人を降ろせる。あるいはその真ん中のところでは、大型のそれなりの車もできるという形でやりますので、なぜ台形にしたのか、それをひとつお聞きします。

もう一つ私も、20番議員ですか——という話も思ったのですが、これを一括で造ると、柱がそこにもう一個あると、南側へ延長で屋根を出せます。構造的に多分3メートルぐらいまでは間違いなく出せます。そうすると、障がい者の駐車場に屋根がかかって乗り入れが可能であります。もう発注間近で図面を変えられないということであるならば、新たに屋根を造るよりも、大和病院のキャノピーを見てもらうと分かりますが、南側には1台分間違いなく出ています。そういう考察をきちんとやはりしているのかどうか。予算があるからそんなことできませんよという形で予算のために縮小されているのか、保険のためにそうなっているのか。その辺ひとつ明快に答えていただきたい。そして、これについては修正が可能かどうか、お聞きします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 保険につきましては、減額といいますか、査定によって——減額という言い方が適切かどうか分かりませんが、保険の範囲の中で支払われるということになります。

あと、この検証について設計等問題なかったかということですが、ご報告しました報告書が全てとなりますので、これで問題がなかったということで、私理解しております。

続きまして、設計のほうの柱ですが、下のほうの図面でご指摘いただいていると思いますが、センターには柱は入りません。建物の雁木側に4本、それと駐車場側に2本、合計6本

の柱が立つことになっております。

一番南側にどうして屋根をもうちょっと広げなかったかということですが、ご指摘のとおり保険の関係もありますし、面積が従前の倒壊しましたキャノピーと同じ面積を確保するというので、この形が一番最適な形ということで設計案をいただきました。なお、実施設計につきましては、これは建設を大分急いでおりますので、これからの大きい設計変更ということにつきましては難しい状況です。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういうことになると、私もこの前の物件ですね、キャノピーの選択をどうしましたかという話と同じことになってしまうのですね。デザイン、構造上どうであったかと、誰が判断したかと、こういう話になる。今回、どちらが安定した形になるかという提案を我々がしても、それはもう受け入れられません、難しいです。それは何でそういう形になったかという、保険の問題と。それから同等の面積——要するに保険絡みです。予算、5,000万円の保険を請求したいがためにと、こういうことですよ。やはり保険に対する理解が間違っているのではないかなと思う。

では、2倍のものを造ったら——今まで5,779万円ですよ。設計料から設計監理、建設費。それで普通はそれが損壊したから査定してくださいというのが普通です。そして考えてみたら、もう少し大きい屋根にしなければならないということになったときに、その5,779万円の問題は問題として、私は査定するものだ。増の部分に関しては、それは追加でいいわけですから。自分たちが造る部分ですから。要するに保険金が出た後、保険金の範囲内で、車なんかはちょっと特殊な問題ですけれども……

○議 長 岡村議員、簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 簡潔……

○議 長 はい。

○岡村雅夫君 簡潔にしたいと思いますが、あまりにも——では、保険の問題で誰か詳しい人はいないのですかね、執行部で。そういうものだど財政課はきちんと説明してくださいよ。私が間違っているなら、それは違うのですよと。これは、自治体、共済はそうではないのですと、はっきり言ってやはりやるべきですよ。増やした分に関して保険が減りますので…

…

○議 長 保険で説明できますか。

○岡村雅夫君 増やせない。だから、こういう面積になると。誰が見たってこれはおかしいですよ。もう一本柱立てて、そうすれば乗り降りも雨に当たらない部分も余計できるわけですから——では、お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 保険の関係について少し補足させていただきます。市のほうが入っている建物損害総合賠償共済というものになりますが、まずこちらのほう、今回の玄関のポーチの庇

の部分が物件の用途の対象になっている保険、保険として1つかけているものであります。保険のものが全損をした場合と、それを再建するかという2つの扱いになってきますが、全損のときにつきましては、いわゆる損害した額のほうから減価償却——建ててから、完成してから壊すまでの減価償却費を差し引いた分が保険給付されるという仕組みになっております。

同じ場所に同じ機能のものを造るといった場合、再建という形で、その場合、共済の責任額という上限額が掛金で決められております。ですので、その範囲までが、出来上がったものに対して査定という形で入ってきまして、仮に共済の責任額の上限を超えるような工事費がかかっている場合、そこに今までの機能と違う部分が入っていると、そういったところが共済責任額の範囲の中で査定される。今ある共済責任額というところが5,400万円ほどになっていますので、その中までは保証されるといったところです。

以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 挙手願います……（何事か叫ぶ者あり）

市民病院庶務課長。

○市民病院庶務課長 査定される場合があるというお話がございましたが、そのケースといたしましては、考えられるのは前回のキャノピーのほうの耐雪深が1.5メートルでした。今回、例えば2メートルで設計した場合、50センチメートル上に上げた分を査定で減額される可能性があるということでございます。それは査定を受けてみなければ分からない部分となります。

○議 長 岡村議員、保険がそういう保険だということは理解できますよね。それを理解してもらわないと全然前に出ないと思うので……（何事か叫ぶ者あり）挙手願います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 全損の場合と再建の場合と、その意味合いが大体ちょっと分かりませんね。全損したから再建するのであって——私は原形復旧ということで復元だったら、今の話は分かるのです。復元しなかった場合は機能が全部違ってきますので、査定しますよという話になるのではないかと。大きく解釈すれば。

それが今、こういった財政課長の話でいけば、全損の場合は6,400万円という話をしたでしょう。それで再建であると上限が決めて、それが増えた場合は——例えば2倍の面積を造った場合だったら半額になるとか。そこまできちんと説明がつくようにして、調査して設計に入らなければならないということなのですよ。

そして工期がないからと、こういう話になるわけですよ。だからこのまま造らせてくださいと。私が理解できない人間だと言われればそれまでだけれども。保険のほうに問い合わせきちんと聞いて、そしてやるべきではないですか。そうしなければ、追加で今年もう一つやりますよという話になると、査定に来たときにはキャノピーの屋根は別々に造ったからいいだろうなんて話で、不合理なことをしてしまうのではないですか。その説明、納得いくよ

うにできますか、ひとつ。

○議 長 財政課長。

○財政課長 先ほど岡村議員がおっしゃった 6,400 万円のは全損で、それが保険として出るということをおっしゃっていません。損害額がどのくらいになるのかというのが出てきまして、そこから減価償却分が引かれてくるということで、簡単にイメージとしますと、全損の場合ですと、それが壊れて、そこに何もなくなって、その分の保証をされるという保険です。再建の場合は、その場所に全く同じ機能を持ったものを新たに建てるという場合の再建ということで、その部分を全損として扱うのか、再建として扱うのかというところで、恐らくイメージが違ってきているかなと思うのですが、以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 今ほどの課長の説明で、岡村さんも一般質問でもまたやるわけですから、そこで深めてもらいたいと思います……（何事か叫ぶ者あり）財政課長、そこは答弁してやってください。

財政課長。

○財政課長 保険のほうといろいろ相談している状況で、担当のほうでお答えしているところではありますが、全損での扱いができないということではありません。

全損した場合、損害額が出た——損害額がどういうふうに変定されるのかがありますし、そこから減価償却した分が出ると。仮に出た保険金をもってそこに建てるという場合のところは、まず認められるのかどうかということもございます。

そうではなく、その上で再建築の場合の共済責任。同じ場所に同じ機能で新たに造る場合は、再取得価格の部分で保険に入っている共済責任額の上限、そちらのほうでの保険の申請、適用のほう市の保険の補填される額としてはより有利ではないのかというところの判断のもと、再建というような扱いを今、相談しているところでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と叫ぶ者あり〕〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います……（何事か叫ぶ者あり）討論は終

りました。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 30 年度の大幅な制度改正の際に引き下げることができました保険税率を維持しながら、3 年目の決算となりました。被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響が各所に現れた決算となりました。

歳入では、被保険者数の減少から保険税収入が対前年度比で 2.8 ポイント、3,256 万円の減額となりました。現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は 88.8%と 1.0 ポイント上がり、9 年連続の上昇となっています。

歳出では、保険給付費が前年度比で 1 億 5,754 万円減の 34 億 9,999 万円となりました。1 人当たり療養給付費も 3.6 ポイント減少しているということから、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響と考えています。国民健康保険事業費納付金は、前年度比で 1 億 4,938 万円増の 15 億 1,965 万円となりました。

歳入総額は、前年度比 3.9%減の 52 億 9,769 万円。歳出総額は、対前年度比 2.4%減の 52 億 4,382 万円となりました。なお、支払準備基金に 4,002 万円を積み立て、令和 2 年度末の基金残高は 2 億 7,396 万円となっています。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 5,386 万円となりました。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 まず初めに、本審査意見書におきまして、訂正の箇所がございました。改めておわびを申し上げます。それでは、令和 2 年度国民健康保険特別会計決算認定についてご報告をさせていただきます。

まず、意見書の 1 ページでございますけれども、第 1 から第 3、基準に対する準拠している旨、審査の種類、それから審査の対象につきましては、記載のとおりでございます。

第 4、審査の期間でございますけれども、令和 3 年 7 月 7 日から 8 月 6 日までとなっております。

審査の方法でございます。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が関係

法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じまして関係職員から内容の聴取等を実施しております。

それでは、6ページでございます。まず報告の前に、内容的には要約をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひますし、数値につきましての末尾以下につきましては四捨五入をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。それでは、報告をさせていただきます。

審査の対象につきましては、国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の結果でございますが、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は関係法令に準拠し、計数は関係帳簿と符合しており、適正に作成され、また、予算の執行に関しても適正なものであります。

決算額の内容でございますが、歳入が52億9,770万円、歳出が52億4,383万円で、実質収支額は5,387万円の黒字でございますが、前年度の黒字額1億4,090万円を控除した単年度収支は8,703万円の赤字でございます。

歳入につきましては、前年度に比べ2億1,351万円減少し、予算現額に対する収入率は93.6%ございました。

うち国民健康保険税は、前年度に比べ現年課税分で1,958万円、滞納繰越分で1,299万円、それぞれ減少でありました。被保険者数は前年度に比べ75人の減少でございます。また、不納欠損額は790万円で、前年度に比べ133万円増加しており、関係法令により適切に処理されておりました。

歳出につきましては、前年度に比べ1億2,647万円減少し、予算現額に対する執行率は92.7%となっております。

主な内容ですが、保険給付費34億9,999万円、国民健康保険事業費納付金15億1,965万円であります。

本年度も被保険者数と保険税収の減少傾向が続いておりますが、滞納繰越分の収入未済額、滞納者の減少によって収納率も上向きが見受けられますが、後発医薬品の推奨、重症化予防のための保健指導等に取り組み、保険給付費の抑制に結びつけています。今後も医療費の適正化を図り、予防・健康づくりへの取組を強化し、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思っております。

また、国民健康保険税の不納欠損及び収入未済額の改善に努め、収納体制の強化と収納率の向上に努力されることを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第64号議案 令和2年度南魚沼市国民健康特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数 1 万 2,391 人、令和 3 年 1 月 1 日時点での人口 5 万 5,354 人を基準とすると 22.38%の加入率となった。保険税限度額が合計で 3 万円引き上げられ 99 万円になった。また、負担軽減対象者は 2 割軽減が 1 万円引き上げられ 52 万円、5 割軽減が 5,000 円引き上げられ 28 万 5,000 円と、対象者の拡大が図られた。保険税は 11 億 3,677 万円で収納率 88.8%、収入未済額 1 億 3,548 万円、不納欠損額 790 万円であった。医療費支払いは 34 億 7,691 万円で前年度より 4.4%減少している。受診件数、受診率は訪問看護を除いた 5 項目で下がっている。

そこで、コロナ禍の中での受診件数、特定健診、特定保健指導の実績をどう総括しているのか、伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、大綱質疑にお答えしてまいります。

コロナ禍の中での受診件数、特定健診、特定保健指導の実績をどう総括しているかということであります。令和 2 年度の国民健康保険被保険者の受診件数については、全体的に減少しており、入院外が 6,567 件、7.5%の減、調剤が 2,745 件、4.6%の減となっています。これは被保険者数の減少——年間平均値で 172 人の減であります。これが最も大きく影響していると思っております。

特定健診・特定保健指導については、例年では 5 月から 11 月に実施している集団健診、新型コロナウイルスの影響により実施が難しい状況であったために開始を令和 2 年度は遅らせた。7 月から 12 月までの間に、感染防止対策を行った上で実施してきたということであり、特定健診受診率は 41.9%、対前年比では 8.3 ポイントの減であります。

病気の早期発見や予防、健康づくり、また長期的にこれらを進めるためには、健診の受診率の向上が極めて重要であるということは言うまでもありません。今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響もありますが、先ほど言った理由が一番、主たるところはそこではなかろうかと判断しております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 64 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 2 時 30 分といたします。

〔午後 2 時 15 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 30 分〕

○議 長 日程第 8、第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 2 年度は、終戦直後の一時的に出生数の少ない年に生まれた方が後期高齢者医療に加入する年であったということから、被保険者数は 269 人減と大幅に減少した年になりました。全体としては、1 人当たり給付費は年々上昇する傾向にあり、保険料改定年であったことから、歳入歳出ともに増加した年となりました。

主な内容としては、歳入では、保険料が改訂により前年度比 4,400 万円増の 4 億 5,054 万円となり、一般会計繰入金は、保険基盤安定分の増によりまして 1 億 4,320 万円となりました。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、6,103 万円増の 5 億 8,136 万円でありませす。

歳入総額は前年度比 11.8%増の 6 億 800 万円、歳出総額は前年度比 11.8%増の 5 億 9,833 万円となっております。実質収支額は 966 万円となりました。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、審査意見書の 7 ページでございます。後期高齢者医療特別会計について報告をさせていただきます。

審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成され、また、予算の執行に関しても適正なものでありました。

決算の内容でございますが、歳入が 6 億 800 万円、歳出が 5 億 9,834 万円で、実質収支額は 966 万円の黒字でありました。また、前年度の黒字額 862 万円を控除した単年度収支も 105 万円の黒字でございました。

歳入につきましては、前年度に比べ 6,424 万円増加し、予算現額に対する収入率は 100.0%でございました。

また、本年度の保険料は前年度に比べ 4,401 万円増加し、収納率は現年度分で 99.9%、滞納繰越分で 42.9%となっており、前年度に比べ現年度分は 0.2 ポイントの上昇、滞納繰越分は 30.3 ポイントの上昇でありました。不納欠損額は 36 万円で、前年度に比べ 6 万円減少しており、後期高齢者医療保険料で生じたもので、関係法令により適切に処理されておりました。

歳出につきましては、前年度に比べ 6,320 万円増加し、予算現額に対する執行率は 98.4% となっております。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 5 億 8,136 万円であり、歳出に占める割合は 97.2%、前年度に比べ 610 万円増加しております。

数年後——現在、もう既にその年度に入っているとされておりましてけれども、団塊の世代が後期高齢者となり、保険給付費は上昇すると見込まれることから、重症化予防のための保健指導、人間ドックや高齢者健診等の受診増加につながる取組をより一層充実させ、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数 9,324 人、保険料率が均等割 3,500 円上げた 4 万 400 円、所得割率が 0.44% 上げた 7.84% と引き上げられ、7 割軽減特例も見直された中での保険料収入 4 億 5,008 万円、収納率 99.4% の決算であった。保険給付費 65 億 8,842 万円で、外来、歯科、調剤とも前年度を下回る状況であった。

そこで、医療費適正化のための——これは一般会計での支出でありますけれども、人間ドック助成、高齢健診、歯科検診の効果をどのように総括しているのか、伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 大綱質疑にお答えします。医療費適正化のための人間ドック助成、高齢健診、歯科検診の効果をどういうふうに総括しているかということではありますが、いわゆる団塊の世代が今年から 75 歳に到達し始めるということから、これからの数年間は被保険者数の急激な増加が見込まれています。今後の医療費適正化のための予防事業として、人間ドックの助成、また高齢者健診、歯科検診などの健診事業は極めて重要であると考えています。

人間ドック助成は前年度比で 4 件増の 159 件の助成。そして高齢者健診事業や人間ドック助成によりまして、早期発見のほか将来の病気の可能性を予測する。また、生活習慣の改善などの病気の予防に役立てられる効果が期待できると思います。効果的に将来の医療費の削減につながることを目的に、今後も継続してまいりたいと考えております。

歯科検診の助成ですが、前年度比で 28 件マイナスの 182 件でありました。口腔の健康——歯や口ということでしょうか。全身の健康状態の改善、また要介護状態へ移行することを防ぐというようなことから、理解を深めてもらうなど事業の連携を通じて健康づくりを推進していきたいと考えています。これらの事業を複合的に組み合わせて、繰り返しになりますが、高齢者の健康づくり、介護予防、医療費の適正化につなげていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 65 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 9、第 66 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 66 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度に当たります。

歳入では、保険料については、第 1 号被保険者は増加いたしました。消費税率の引上げに併せた第 1 段階から第 3 段階までの低所得者への軽減適用、また新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などによります減免措置などによりまして、収入は前年度比較で 0.2%減の 14 億 1,719 万円となりました。

歳出では、保険給付費の主たるサービスである地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が増となりまして、保険給付費全体では、前年度比では 2.0%増の 60 億 5,101 万円となりました。

地域支援事業では、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策で中止や実施回数が減少しましたが、通所介護相当の通所サービス——要支援者のデイサービスや、食の自立支援事業——配食サービスの利用者の増加などによりまして、全体では前年度比で 0.3%増の 2 億 787 万円となりました。

歳入総額は、前年度比 1.5%減の 65 億 5,230 万円、歳出総額は、前年度比 1.0%減の 65 億 2,410 万円となり、実質収支額は、2,819 万円となりました。

説明は以上となります。よろしくご審議をいただきまして、認定いただきますようお願いいたします。

○議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、8 ページでございます。介護保険特別会計について報告をさせていただきます。

審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でございますけれども、介護保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成され、また、予算の執行に関しましても適正なものでありました。

本年度の決算額でございますが、歳入が 65 億 5,230 万円、歳出が 65 億 2,411 万円で、実質収支額は 2,820 万円の黒字でありました。また、前年度の黒字額 5,964 万円を控除した単

年度収支は、3,144万円の赤字でございます。

歳入につきましては、前年度に比べ9,947万円減少し、予算現額に対する収入率は95.3%でございました。

保険料は前年度に比べ214万円減少し、収納率は現年度分で99.7%、滞納繰越分で28.8%となっており、前年度に比べ現年度分で前年同率、滞納繰越分は3.5ポイント低下してございました。不納欠損額は300万円で、前年度に比べ141万円、88.4%増加しており、関係法令により適切に処理されておりました。

歳出につきましては、前年度に比べ6,802万円減少し、予算現額に対する執行率は94.9%となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費が60億5,101万円であり、歳出に占める割合は92.7%、前年度に比べ1億1,809万円、2.0%増加しております。

今後も高齢者人口の増加が見込まれており、併せて認定者の増、保険給付費の増が見込まれるところであります。介護施設の人材不足が深刻化し、安定した介護が受けられる体制維持が課題となっておりますけれども、介護人材の育成支援に向け取り組まれるとともに、高齢者の介護予防、重度化防止に努め、市民ニーズに合った介護保険事業に取り組んでいただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第66号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります

高齢者人口が1万8,653人で高齢化率33.8%、介護認定者数は5人増の3,593人という決算であった。保険料収入14億1,643万円、保険給付費は60億5,101万円、地域支援事業費2億787万円でありました。

介護サービス等の計画目標に対する実績事業量を見ると、居宅介護（予防）サービス11項目の内10項目で達成率100%に届かなかった。地域密着型サービス7項目では達成率に大きな差が出た。

施設介護サービスでは4項目のうち2項目で達成率が50%にも届かず、1桁台の達成率もあった。また、予防対策の柱である筋力づくり教室がコロナ禍のために実施が困難であったことなどは、要支援1、要介護1の認定者数増の一因と考えられる。何よりも要介護にならないようにする、介護度を改善することが重要である。若い人たちからも介護保険料として支援していただいていることを忘れてはならない。

そこで、2点伺うものであります。1、介護予防、介護度改善に向けたサービス事業所の活動をどう総括しているのか。2点目、介護人材確保の実績はどうであったのか。伺うものであります。

○議 長 市長。

○市長 それでは、大綱質疑にお答えします。1点目の介護予防、介護度改善に向けたサービス事業所の活動をどう総括するかということですが、令和2年度は介護サービス事業所の皆さんにとっては、まさに感染症との闘いの1年であったと思います。通常のサービス提供を維持していくことで、本当に精いっぱいではなかったかと思うところがあります。

給付費の実績につきましては、施設系のサービスは新型コロナウイルスの影響はほぼ受けていないと思います。また、通所系のサービスは、それぞれの事情により一時的な休止や利用自粛などは多少ありましたけれども、給付費全体から見ると大きな影響はなかったものと読み取れます。

コロナ禍において、介護事業所に大きな負担がかかることも懸念されているところではありますが、今後とも安全で安定したサービスの提供に努めていただきたいと考えているところでもあります。

2つ目のご質問の介護人材確保の実績であります。資格取得支援は、介護職の経済的負担の軽減、また質の向上、人材の確保及び定着に一定の効果があったものと――あまり大きいことまでは言えないかもしれませんが、あったものと考えております。

加えまして、令和3年度からは介護人材確保緊急5か年事業を新たに創設している。今、手厚く取り組んでいこうという姿勢でやっております。今ほどのご質問の実績はどうであったかということは先ほど述べたとおりですが、介護人材確保緊急5か年事業のことについては、今現在、我々に伝わってきているところをちょっとだけ触れますので、お許しいただきたいのですけれども、市内の事業者の皆さんからの声です。

介護人材確保緊急5か年事業は大きな施策であると、そういう評価を言っている方が多いと。ケアマネジャー不足が深刻な今、ケアマネエール支援金は大きな施策であるという声が上がっています。本当にケアマネエール支援金で、あと5年間は頑張ろうとモチベーションを、自分を鼓舞しているという方も出てきているというような、そういう声が伝わっていることなので正直にお伝えします。これらも含めて確保は大変な問題ですが取り組んでまいります。令和2年度は先ほど言ったとおりでございます。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 ただいま議題となっております第66号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議長 長 日程第10、第67号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第67号議案であります。令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所は、平成30年度から無床診療所としまして、地域の皆さんにより安心・安全な

医療を提供すべく経営を行ってまいりました。令和2年度では、コロナ禍において、いわゆる受診控えの影響が顕著でありまして、また院内の感染防止のために投薬間隔の長期化を行ったことなどによりまして、外来患者数が前年度比で約2割の減となっております。

歳入では、これらの要因が影響して、診療収入が前年度比で約12.3%減、4,602万円となりました。一般会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金の充当により、前年度比25.1%増の5,880万円となりました。このほか、感染症対策などに係る国・県補助金799万円が皆増となっております。

歳出では、総務費は、人事異動に伴う職員給与費の増、交付金及び補助金を充当した各種感染症対策費の増により、前年度比2.9%増の8,625万円となりました。医業費では、発熱外来などで使用する移動式レントゲン装置をはじめ、感染症対策費の増により、前年度比139.2%増の1,274万円となりました。

歳入総額は、前年度比19.6%増の1億2,654万円、歳出総額は、前年度比18.4%増の1億1,100万円となりまして、実質収支額は1,554万円となりました。

説明は以上です。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いするところであります。

よろしく申し上げます。

○議 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、審査意見書の9ページでございます。城内診療所特別会計について報告させていただきます。

審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でございますけれども、城内診療所特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成され、また、予算の執行に関しても適正なものでありました。

決算額でございますが、歳入が1億2,655万円、歳出が1億1,101万円で、実質収支額は1,554万円の黒字でありました。また、前年度の黒字額1,201万円を控除した単年度収支は353万円の黒字でございました。

歳入につきましては、前年度に比べ2,074万円増加し、予算現額に対する収入率は100.0%でございました。

歳出につきましては、前年度に比べ1,721万円増加し、予算現額に対する執行率は87.7%となっております。

外来患者数ですけれども、5,550人、前年度より1,527人と大幅に減少し、一日の平均患者数は20.9人、前年度よりも6.1人減少いたしました。

収入未済額は現年度分では発生がなく、滞納繰越分は8,000円と前年度と同額であり、不納欠損も発生しておりませんでした。

地域に根づき地域住民に必要な診療機関であります。医師を含めほとんどの職員が会計

年度の非常勤という勤務体制におきましては、地域包括ケアを支える医療機関として限度が生じてくる懸念があると考えております。市民病院と連携した中で、城内診療所としての位置づけを明確にし、地域に貢献できる医療機関として経営の健全化に努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 67 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 11、第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 68 号議案であります。令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

水道事業につきましては、水の販売事業者という面で、一般事業者と同様に新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた決算となったと思っております。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。

収入合計では、18 億 9,735 万円となりました。営業収益は、前年度比 9,751 万円減の 14 億 7,757 万円で、主な要因としましては、水道料金の新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、3 か月間、基本料金を 2 分の 1 に減免実施したことによるものであると思っております。営業外収益は、前年度比 7,771 万円増の 4 億 1,977 万円で、コロナ減免による料金減収分を、一般会計からの繰入金で補填したことにより、増額となったものであります。

支出合計では、18 億 3,627 万円となりました。営業費用は、前年度比 2,447 万円減の 16 億 5,411 万円となりました。主な内容としては、原水浄水費、配水給水費、職員給与等の一般経費及び減価償却費などとなっております。営業外費用は、前年度比 3,543 万円減の 1 億 8,209 万円で、主に企業債利息であります。

収益的収入から支出を差し引いた 6,108 万円は、税込みの収支差額でありまして、損益計算書での純利益は、税抜きで 380 万円となるものです。ここ数年の利益では最少となる結果となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入合計では、5 億 3,611 万円となりました。企業債は、3 億 8,960 万円、施設管路工事に伴う建設改良債となります。他会計出資金 474 万円は、統合前簡易水道の建設費用に係る一般会計からの出資であり、負担金 908 万円は、消火栓の設置工事に係る一般会計の負担で

あります。補償金1億2,091万円は、八箇峠道路工事などに伴います管路の移設補償料。補助金1,100万円は、管路の耐震化事業の財源として国からの交付金を確保しているものとなります。

支出合計では、17億4,100万円となりました。建設改良費は、前年度比1億6,319万円増の6億5,437万円で、配水管の新設、布設替え工事、非常用水源井戸の設備や管路工事、配水池の建設工事などでありまして、大幅増は、八箇峠道路工事に伴う送水管の移設工事によるものです。企業債償還金は、前年度比9,235万円減の10億8,663万円となりました。

資本的収入が支出に不足する額12億488万円は、消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補填をさせていただき調製したものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。令和2年度末未処分利益剰余金8,566万円につきまして、当年度純利益380万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額8,185万円を、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の皆様の議決をお願いするものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議をいただきまして、認定及び決定を賜われますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

公営企業会計決算審査意見書でございますけれども、第1から第4につきましては記載のとおりでございます。第5、審査の主な実施内容でございますが、審査には各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析しております。審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して、審査を実施してございます。第6、審査の実施場所及び日程につきましては、記載のとおりでございます。

それでは2ページでございます。水道事業会計について報告させていただきます。審査の結果でございますが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

事業の実績でございますが、当年度末現在の給水件数は2万3,867件で前年度より30件の減。給水人口は5万3,924人で前年度より859人の減。水道普及率は前年度と同じく98.0%。年間総配水量は751万6,000立法メートルで、前年度より6万6,000立法メートルの増。有収水量は年間587万9,000立法メートルで13万立法メートルの減。有収率は78.2%で前年度より2.5ポイント低下となっております。

予算の執行状況ですが、収益的収入は予算額に対し収入率は97.6%、支出の予算額に対す

る執行率は95.8%。資本的収入は予算額に対し収入率は82.1%、支出の予算額に対する執行率は90.4%でありました。

資本的収支の不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填されておりました。

経営成績であります。当年度は380万円の純利益でございました。しかしながら、2億6,775万円の営業損失となり、経常収益は386万円の利益となっております。

不納欠損処分額は76万円で、前年度に比べ16万円の減であります。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されておりました。

給水原価は258円51銭、供給単価は226円39銭と逆ざや——これは原価割れですけれども——の状態が続いていることから、改善に向けた取組に努めていただきたいと思いますと思っております。

当年度の水道料未収金は7,943万円であり、前年度より927万円減少し改善が図られておりますが、多額であり未収金の解消に向けた課内体制の強化、納付指導、時効中断等の適正な事務管理を今後も継続され、公平性を確保し収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。

当市の水道事業は、人口減少や節水型社会への移行等により水需要の伸びは期待できない状況であります。また、他会計補助金も恒常的に継続する保証もないことから、今後の事業運営は有収率の向上、料金の収納確保、債権管理及び徴収活動の強化、経費の削減など健全経営の維持を基本とされ、より一層合理的、効率的な運営に努められ、全ての市民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給に努められることを望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第68号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

貸借対照表を見ると、現金及び預金は19億8,748万円、債務残高は固定負債72億821万円、流動負債9億9,352万円である。損益計算書を見ると、給水収益13億3,104万円で営業損失2億6,774万円、営業外収益・費用を加算した経常利益は386万円であった。給水人口5万3,924人、有収水量587万9,000立法メートル、有収率78.2%であった。給水原価258円51銭、供給単価226円39銭と原価割れの決算であった。水道料の未収金は7,943万円と多額であった。

そこで、3点を伺うものであります。営業損失が大きい中で有収率向上に向けての取組の総括はどうなっているのか。2つ目、水道料未収金対策は十分であったのか。3点目、老朽施設更新策への決算数値の影響をどのように考えているのか。伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問にお答えしてまいります。1点目の営業損失が大きい中で有収率の

向上に向けての取組であります。営業損失については、会計基準の見直しとなりました平成 26 年以降、最大となりました。令和 2 年度の営業損失は、感染症の影響により飲食業や宿泊業での使用量の減少に加えまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、市民の経済的負担軽減のための 3 か月間の基本料金 2 分の 1 減免の影響もあったかと思えます。福祉減免、基本料金の一律減免が主な原因と分析しています。この料金減収分は一般会計からの繰入れによって、経常損益では辛うじてですが利益を計上することができました。

有収率は、令和 2 年度は 80% を割り込み 2 年連続で 2% 以上低下するという、事業の経営の観点からいうと衝撃的な結果だと思えます。この状況を改善するためには、潜在的に漏水している水道管を特定して修繕することが最も効果的であると考えています。まずは地域別というかブロック別——水系のブロックという意味ですが——の漏水の調査を強化して、3 年前の水準まで戻していきたいと考えています。また、有収率は営業損益に直結する要素でありますので、引き続き積極的な改善に努めていくというふうに思っております。

2 つ目のご質問の水道料の未収金対策は十分だったかということですが、上下水道料金の徴収業務の民間委託前の平成 26 年度末における未収額というのが 1 億 1,500 万円だったということですが、令和 2 年度末では 7,900 万円までに減少して、この 5 月には 5,500 万円となっています。業務を委託することでやはり効果が一定程度あったと思っております。未納者と頻繁に連絡を取り合う対応とか収納強化月間の実施など、民間会社ならではの対応によりまして、業務を確実に遂行した結果が未収金の減少という形に表れていると評価しているところであります。

3 つ目の老朽施設更新策の決算数値への影響ですが、水道施設の老朽度は年々高まっていますけれども、私どもの市としては、管路はまだ新しく施設が古いという現状だと思っております。特に電気・機械設備の老朽度が著しく対策が急務であると考えています。

事業経営が大変厳しい時代ですけれども、680 キロメートルに及ぶ水道管の更新時期を迎える前に、まずは水道水の安定供給が継続できるように、浄水場や配水池の老朽化した電気・機械設備の更新、その次に地域別水源方式となる非常用水源井戸の整備、老朽化した配水池の更新など、整備順位をつけまして事業費の確保に努めていきたいと考えております。問題はいろいろありますが、その旨で頑張っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 68 号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第 12、第 69 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 69 号議案であります。令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに収益的収支についてであります。市民病院、ゆきぐに大和病院ともに新型コロナウイルス感染症により収支に影響を受けた年と思っております。

大和病院事業では、入院は全病床稼働により患者数は増加となりましたけれども、外来では受診控えにより患者が減少し、入院患者数は前年度比 7.4%増の 1 万 4,558 人、外来患者数は前年度比 5.7%減の 3 万 8,455 人となりました。また、人間ドック、健診などでは一時事業を中止したものの、日程を工夫しながら事業を再開したということによりまして、ほぼ前年度並みの受診者数となっております。

収入においては、税抜きで、前年度比 1.8%増の 13 億 3,747 万円、支出においては、1.6%増の 13 億 3,286 万円となり、単年度の純利益は 461 万円となっております。

市民病院事業であります。お二人の常勤医を迎え診療体制を充実させることができましたが、入院、外来ともに患者数が大幅に減少。入院患者数は前年度比 10.1%減の 3 万 8,584 人、外来患者数は前年度比 9.2%減の 12 万 2,613 人でありました。訪問看護と居宅介護支援については、利用件数が増加し収益増となることができました。

収入においては、税抜きで、前年度比 5.0%減の 38 億 6,615 万円、支出においては、1.3%増の 44 億 4,360 万円となり、単年度の純損失は 5 億 7,745 万円でありました。

以上によりまして、病院事業会計全体では、単年度 5 億 7,284 万円の純損失を計上しました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 40 億 8,857 万円となっております。

次に、資本的収支についてであります。両病院で医療機器について病院総合情報システムを更新しました。大和病院事業分については人工呼吸器や車両などを更新しました。収入は税込みで 2 億 2,932 万円、支出は 2 億 5,402 万円となり、2,470 万円の不足が生じております。

市民病院事業分につきましては、医療機器について、自動遺伝子検査装置を新たに導入、医療用画像サーバーや車両などを更新しました。収入は税込み 5 億 7,425 万円、支出は 7 億 6,927 万円となり、1 億 9,502 万円の不足が生じております。

両事業分を合わせた不足額 2 億 1,972 万円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

○議長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、審査意見書の 4 ページでございます。病院事業会計について報告させていただきます。

審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でござ

いますが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

当年度における業務実績は、延べ患者数 21 万 4,210 人、これは前年度に比べ 1 万 8,107 人の減。内訳は、入院患者数 3,313 人の減、外来患者数 1 万 4,794 人の減となっております。1 日平均では入院患者数 145.6 人、外来患者数 566.0 人で、前年度に比べ入院患者数 8.6 人の減、外来患者数 53.7 人の減でありました。病床利用率は 78.7% で、前年度に比べ 4.7 ポイント低下しております。

予算の執行状況ですが、収益的収入は予算額に対して収入率 101.2%、支出は予算額に対して執行率 95.7% でありました。

資本的収支の不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填されております。

経営成績でございますが、医業収益は 43 億 1,719 万円、医業費用は 54 億 6,536 万円で、医業損失は 10 億 6,578 万円で、前年度に比べ 1 億 1,720 万円の損失増となっております。不納欠損処分額は 88 万円で、前年度に比べ 13 万円の減となり、関係法令により適正に処理されております。

また、過年度未収金は 2,755 万円、前年度に比べ 460 万円の増と依然多額となっていることから、今後とも未収金の解消に向けた体制の強化、納付指導、時効中断等、適切な事務管理を継続し収納率向上に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

経常損益につきましては、経常損失が前年度に比べ 2 億 5,480 万円増加し、5 億 6,738 万円となっております。

特別損益について、その他特別損益に新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 8,425 万円が計上されております。また、損壊した南魚沼市民病院の玄関ポーチ撤去費用 666 万円が損失計上されております。

企業債であります。病院総合情報システム 4 億 9,940 万円の投資等により、財源として 5 億 5,510 万円を借り入れ、4 億 4,034 万円の元金の償還及び 1,751 万円の利息の支払いを行っております。これにより当年度末現在における未償還残高は 51 億 3,936 万円となり、前年度に比べ 1 億 1,476 万円増加しております。なお、一時借入金として当年度末残高 6 億円の借入金が計上されております。

損益でございますけれども、ゆきぐに大和病院は当年度の純損益は 461 万円の黒字でありました。南魚沼市民病院は当年度の純損益は 5 億 7,746 万円の赤字であり、前年度に比べ 2 億 6,274 万円赤字幅が拡大しております。未処理欠損金は 40 億 8,857 万円となり、この未処理欠損金を繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととしております。

当年度の純損失として 5 億 7,284 万円、前年度に比べ赤字が拡大し本業の医業損益は 10 億 6,578 万円の損失で、新型コロナウイルスの影響により入院延べ患者数、外来延べ患者数が大幅に減少したことが大きな要因となっております。

今後とも地域医療機関と連携した患者の確保や診療報酬加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めていただくとともに、医薬品、診療材料に係る費用の適正化をより一層推進する必要があると考えております。質の高い医療を提供するという使命を引き続き果たされていくことを望んでいるものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 69 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

貸借対照表を見ると、現金及び預金は 9 億 6,575 万円、固定負債 47 億 303 万円、流動負債 4 億 900 万円、一時借入金 6 億円であった。損益計算書を見ると、医業収益 43 億 1,719 万円、医業費用が 5 億 4,653 万円となり、医業外収益・費用を加算した経常損失は 5 億 6,737 万円であった。他会計補助金が 1 億 6,807 万円減ったことの影響が出たのか、当年度純損失は予算時の 3 億 5,000 万円をはるかに超えてしまった。

そこで 3 点を伺います。1、常勤医師確保の寄附講座は経営面でどの程度の効果を出したと総括しているのか。2 点目、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の効果をどう総括しているのか。3 点目、決算数値が市立病院群再編方針にどのような影響を与えているのか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、大綱の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の寄附講座が経営面でどの程度の効果を出したと総括しているかということです。これ、ちょっと比較がしにくいというか、今回、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響から受診控え等々もありましたし、ちょっと一般のときと比較は難しいのですが、今回、令和 2 年度のことに限って言うと、業務面においては、お二人の先生から 1,800 人を超える外来患者の皆さんの診察と、内科系入院患者の皆さんの約 4 分の 1 を担当いただいたということでありまして。日当直にも従事していただいたということによりまして——これは大変に従事していただいた。非常勤の日当直医師の皆さんの軽減や、他の常勤医師の皆さんの負担軽減にも確実に繋がっていると考えております。

訪問診療や高齢者施設の診療などの地域医療にも積極的に取り組んでいただいているというところがございます。なので、経営面——金額だけではないですから、いろいろな形で影響が出ていると思います。また、診療面ばかりではなくて、岡崎院長補佐からは経営の改善に関する会議、また医療のまちづくりに係るプロジェクトチームなどにも——タスクフォースもそうですが——参画をいただきまして、今までの経験や実績から様々な提案を多くいただいております。今、南魚沼市で進める医療のまちづくりにおける市民病院の経営改善などについて、大変大きな力を発揮いただいているものと感じております。

2 つ目のご質問であります。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の効果をどうい

うふうに思っているかということですが、これは個人の捉え方とかいろいろあるのでなかなか一概には言えないと思いますが、私の捉え方で申し上げたいと思います。病院に勤務する職員には感染拡大により様々な状況下がありました。就業環境が厳しさを増し、連続する——今もそうですけれども、緊張感により心身ともに疲弊しながらも、南魚沼市民の——うちの市だけではないかもしれませんが、これら多くの住民の安心と安全を支えるという強い使命感を持って勤務している。その皆さんに対しての一時金とはいっても、緊迫した中での医療への貢献をそういう形で評価いただいたという思いでは、大きな励みになり、またモチベーションも上がり、回復にもつながったのではないかと私は考えております。いろいろな受け止め方があるかもしれません。

3つ目のご質問の、令和2年度の決算の数値が市立病院群の再編方針に何か影響を与えるかということですが、純損失は前年度と比較して大幅に増加をしました。事実です。市民病院の経営改善を進め、将来にわたり安全・安心な医療を提供しなければなりません。総務省事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業が採択されて、専門的な視点で経営等に関して支援を受けていく段階になりました。

医療のまちづくり検討委員会からの提言書を5月に基本方針として取りまとめました。これをプロジェクトとして2つのプロジェクトをお願いをし、今検討を始めているところです。再編方針への影響をどういうふうに考えるかという前に、私としては令和2年度の決算内容は一つ一つの検討の材料にしながら、経営の改革を今進めていこうとしているわけでありますので、その中での影響はあると思っておりますので、これをもって答弁とさせていただきます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第69号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第13、第70号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第70号議案でございます。令和2年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

下水道事業につきましては、地方公営企業法の全部適用の2年目になりますが、実質の地方公営企業としての経営成績という点では、初めての決算とも言えるものだと思います。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。収入合計では34億5,612万円、収入の主な内容としては、営業収益は前年度並みの11億3,379万円で、主に下水道使用料や一般会計の雨水処理負担金の収入となりました。営業外収益は前年度比4,565万円増の23億2,204

万円で、一般会計からの補助金の増によるものです。特別利益 27 万円は流域下水道の負担金精算額となっております。

支出合計では、31 億 6,250 万円となりました。支出の主な内容としては、営業費用は前年度比 6,869 万円減の 28 億 18 万円。主な内容は管渠費、ポンプ場費、処理場費などの下水道維持管理費、浄化槽維持管理費、職員給与等の一般経費及び減価償却費となっております。営業外費用は前年度比 5,416 万円減の 3 億 6,206 万円で、主に企業債利息であります。特別損失 24 万円は過年度の漏水減免などによるものです。

収益的収入から支出を差し引きました 2 億 9,362 万円は、税込みでの収支差額であり、損益計算書での純利益は、税抜きで 2 億 5,548 万円となるものです。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入合計が 27 億 9,651 万円です。収入の主な内容、企業債は 15 億 6,990 万円、下水道事業債、資本費平準化債、借換債などとなっております。他会計出資金 2 億 3,433 万円は、建設改良費に充てる一般会計からの出資金であります。補償金 1,229 万円は、道路改良などに伴う下水道移設補償料。他会計補助金 4 億 7,498 万円は、企業債の元金償還や建設改良に充てる一般会計からの補助金であります。補助金 4 億 8,268 万円は、建設改良事業の財源として国から各種事業の交付金を確保しているものです。受益者負担金及び分担金 2,231 万円は、下水道管の接続に係る受益者負担であります。

支出合計が 36 億 3,538 万円となりました。支出の主な内容は、建設改良費は 12 億 528 万円、農業集落排水を県流域下水道に接続する管渠事業、寺裏雨水幹線の改修事業、マンホール蓋の更新事業などであります。企業債償還金は前年度比 805 万円減、24 億 3,009 万円となりました。

資本的収入が支出に不足する額 8 億 3,886 万円は、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金で補填し調製したものです。

次に、利益の処分についてです。令和 2 年度末未処分利益剰余金 3 億 3,776 万円については、当年度純利益 2 億 5,548 万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額 8,227 万円を、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりまして、議会の皆さんの議決をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして認定、ご決定賜われますようお願いいたします。

○議長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、審査意見書の 7 ページでございます。下水道事業会計について報告させていただきます。

審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、審査に付された下水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数につきましても下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示し

ているものと認められました。

業務状況でございますが、処理区域内人口は5万4,487人、水洗化人口は5万37人、普及率につきましては99.1%、水洗化率は91.8%でありました。

予算の執行状況についてでございますが、収益的収入は予算額に対し収入率は97.3%、収益的支出の予算額に対する執行率は96.4%でございました。資本的収入は予算額に対し収入率は87.3%、資本的支出の予算額に対する執行率は92.4%であり、建設改良費2億2,725万円を翌年度に繰り越しております。なお、資本的支出の不足額8億3,886万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填されております。

経営成績でありますけれども、当年度純利益は2億5,549万円でありました。営業損益は17億335万円の損失、経常利益は2億5,548万円となっております。

財政状況でございますが、資産は567億5,753万円、負債は541億2,954万円で、未収金は3,163万円、不納欠損処分金額は323万円で、前年度に比べ64万円増加しております。不納欠損処分は、関係法令により適正に処理されております。

企業債につきましては、当年度における借入額15億6,990万円、元金償還24億3,010万円及び利息3億6,048万円の支払いにより、当年度末の未償還残高は264億2,881万円となり、前年度に比べ8億6,020万円減少しております。

これらの決算内容に基づきまして、下水道経営の健全化に向けた2点の取組をお願いするものであります。

まずは有収率の改善であります。当年度の有収水量は556万立法メートルであり、前年度より6万4,000立法メートル、前年同期と比較し1.1%の減少、有収率では前年度より3.0ポイント低下しております。有収率の低下は管渠等からの不明水が一因として考えられますが、これは汚水処理経費の負担増加を招き下水道経営を圧迫するものであります。既に不明水対策を兼ねたマンホール蓋の更新工事に着手しておりますけれども、今後も必要な対策を講じるなどして有収率の向上に努めていただきたいと思います。

次に下水道設備の集約等についてでございます。下水道施設は市民生活になくてはならない重要なライフラインの一つであります。将来的に施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少などの課題が見込まれる中、大和クリーンセンター及び農業集落排水の新潟県流域下水道へのつなぎ込みを進め、施設の広域化によって効率的な事業運営に努めていただきたいと思います。下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するために、下水道経営の健全化を図り、今後も経営状況、資産状況の正確な把握に努め、良質な下水道サービスを提供されることを望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第70号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

貸借対照表を見ると、現金及び預金は4億3,189万円、固定負債242億4,463万円、流動負債21億8,417万円であった。損益計算書を見ると、下水道使用料10億897万円で営業損失が17億335万円、営業外収益・費用を加算した経常利益が2億5,548万円で当年度純利益が2億5,548万円であった。処理区域人口5万4,487人、普及率99.1%、水洗化率91.8%、有収水量555万9,990立法メートル、有収率86.0%でありました。

そこで、3点を伺うものであります。1、営業外収益に頼った経営であることをどのように総括しているのか。2、有収率向上と不明水対策の成果をどう総括しているのか。3点目、農業集落処理場の再利用の調査成果はどうであったのか。

以上、伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは大綱のご質問に答えてまいります。まず1点目の営業外収益に頼った経営であることをどういうふうに考えているかということでありまして、地方公営企業法の全部適用によりまして、本業である営業損益そしてそれ以外の営業外損益の区分で事業収支が整理されることになりまして、企業経営の全体像を把握できるようになったということでありまして、

収益的収支の収益の内訳ですが、下水道使用料の3割、一般会計からの補助金が3割、実際の現金収入を伴わない長期前受金戻入れが4割となります。営業外収益については、補助金と長期前受金戻入れで7割を占めており、議員のご指摘のとおりだと思っております。これは下水道事業が住居環境の改善、または公共水域の水質保全といった公共事業として実施されてきた点、事業財源が優遇されていた点など深く関係していることからであると思っております。

なので、急に営業外収益に頼ったと言われても、なかなかそう簡単には変わっていかないのかなというところをちょっと思っているわけでありまして。それは別に言い訳しているわけではございません。令和2年度の収益的収入及び資本的収入のうち一般会計からの補助金、繰入金の総額が17億3,500万円、収入合計の3割となっております。本業収益の拡大を図るために下水道未接続の市民の皆さんに対して、下水道への接続、トイレの水洗化について引き続き啓蒙活動を行い収益の確保に努めてまいりたい。これが本業だろうと思っておりますので、そういう視点であります。

それから2つ目のご質問の有収率の向上、それから不明水対策の成果です。不明水から申し上げますと、地表面からの流入防止策としての老朽化したマンホール蓋の更新事業を実施しております。これをちゃんと進めていくことだと思っております。南魚沼市の有収率は全国平均より5ポイント高い状況だということで、対策の放置はすなわち有収率の低下に直結するということで、マンホール蓋の更新事業による成果は短期間の数字にはなかなか表れていないふうに見えるかもしれませんが、中長期のストックマネジメント計画に基づいて不明水対策を着実に実施していくことこそが重要であると考えております。引き続き有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

3点目の、最後のご質問の農業集落排水処理場の再利用の調査、成果はどうだということ

ですが、県の流域下水道への統合によって遊休施設——簡単に言えば、不用になったという処理場の再利用につきましては、市のウェブサイトでも広く募集を行っています。市民の皆さんに利用しませんかという言葉がけをしているわけであります。

当然市役所内部でも有効利用のアイデアの募集を行っています。その結果としてですけれども幾つか——今年度廃止予定の舞子処理場を、水道課のほうで非常用水源施設として。2つ目に昨年廃止しました五十沢西部処理場を、消防のほうで一部倉庫として使いたい。そして昨年廃止しました、これも五十沢の宮処理場を、下水道課の倉庫として利用することとしています。このほか現在書庫として利用している塩沢庁舎の南棟ですね、これが解体予定であるということから、税務課などで移転先として利用ができないか現在検討中ということがあります。今後も有効利用、活用の検討、アイデア募集など全庁的に継続して行い、遊んでしまっている施設につきまして解消に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 70 号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は9月6日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時58分〕